C&G SYSTEMS INC.

証券コード：6633

CREATIVE & GLOBAL & SOLUTION

世界を築く、創造のソリューション。

株式会社C&Gシステムズ

第18期 定時株主総会
招集ご通知

開催日時 2025年3月26日（水）午前10時
午前9時30分に受付を開始いたします。

開催場所 福岡県北九州市小倉北区浅野二丁目14番2号
リーガロイヤルホテル小倉
4階「ダイヤモンド」

決議事項

第1号議案 新設分割計画承認の件

第2号議案 定款一部変更の件

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

第5号議案 当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収への対応方針）の導入の件

郵送等による議決権行使について

株主総会当日にご出席されない場合は、同封の議決権行使書用紙のご返送、もしくはインターネットにより、議決権を行使くださいますようお願い申しあげます。

行使期限：2025年3月25日（火）午後5時30分到着分まで

決議ご通知のご発送廃止について

本総会に関する決議ご通知につきましては、当社ウェブサイトにてご報告をさせていただいております。株主の皆様にはご不便かと存じますが、予めご了承くださいますようお願い申しあげます。

当社ウェブサイト：https://www.cgsys.co.jp/

TOP MESSAGE ごあいさつ

株主の皆様におかれましては、平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

ここに第18期（2024年1月1日から2024年12月31日まで）の定時株主総会招集ご通知およびその他参考資料をお届けいたします。

当社は**「生産性の限界に挑戦する」**を社是とし、**「技術立国日本を代表するCAD/CAMソリューションメーカーとして、世界のモノづくりに貢献する。」**ことを経営理念としております。また、以下の4項目を基本精神としております。

1. お客様の満足と安心を第一主義とする。
2. 経営資源を効果的に活用し、継続的発展を図る。
3. 笑顔を絶やさず信念と希望に満ちた行動を続ける。
4. 豊かな創造力を育み働く喜びを持てる企業文化を創る。

この経営理念をもとに、当社は高度化する市場ニーズを製品やサポートに反映し、自社開発のCAD/CAMシステムを通じてグローバルにモノづくりを支援する企業を目指しています。

さて2024年の世界経済は、原油をはじめとする一次産品価格の急騰が緩和するものの、紛争、社会情勢不安、異常気象現象など先行きを見通しづらい状況が続きました。国内においても、設備投資の先行指標となる工作機械受注統計によれば、内需において設備投資に対する企業の慎重姿勢が続き回復が遅れ、全体としては持ち直しの動きが鈍い状況が継続しました。

このような環境下、2024年度の連結業績は、売上高39億27百万円、営業利益1億58百万円となり、前年度との比較では増収増益となりました。

CAD/CAMシステム等事業においては、当社製品の主なユーザーである自動車向け金型・部品製造業での金型および部品生産が引き続き低調に推移した影響から収益が伸び悩み、期初予想を下回りましたが、2024年下期以降、ユーザーの設備投資が緩やかに回復し、前年同期との比較では増収増益で推移しました。一方金型製造事業においては新車種開発が少ない状況が継続、EVシフトによるモデルチェンジサイクルの谷間となったことも相まって売上が低調に推移、連結業績に影響しました。

なお利益還元については今後も経営の重要な施策として位置づけ、安定的な配当の継続を基本方針としつつ、財務状況、損益、配当性向等を勘案して決定しております。当期の期末配当は当初予想どおり1株当たり10円とさせていただくことといたしました。

2025年以降、自動車や半導体関連など国内の多くの製造業では、スマートファクトリーを見据えたDX需要が見込まれることから、設計・製造や生産管理など、ビジネスプロセスを変革するシステムやサービスへの投資意欲はさらに高まりを見せるものと思われます。またアジア新興市場国では、人工知能への大規模投資によって半導体や電子機器に対する需要が急増し、国内においてもAIなどのデジタル技術を駆使したDX需要はさらに強まるものと考えております。

このような状況のもと、2025年1月17日に、第18期定時株主総会にて株主の皆様にご承認いただくことを条件とした当社の純粋持株会社体制への移行を含めた組織再編について公表させていただきました。株式会社エヌ・ティ・ティ・データ・エンジニアリングシステムズとの協業により「製造業DXインテグレーター」として進化し、CAD/CAM技術を中核に未来の日本の製造業を支えるとともに、日本で培ったモノづくり技術をアジア、そして欧米市場へとグローバル展開させていく所存です。

今後も、世界に拡がる金型・部品製造分野におけるCAD/CAMを中核とした製造業DXインテグレーターとして**「グローバル（世界を見据え）・ニッチ（当社の存在意義がある市場で）・トップ（No.1になる）」**を目指すというこれまでの方針を継続し、株主の皆様のご期待に沿うべく、より一層の努力と精進を重ねてまいります。引き続きご支援を賜りますようお願い申しあげます。

2025年3月吉日

代表取締役社長　塩田聖一

C&Gシステムズの主力ビジネス

新車計画 → 金型製造 → 部品製造 → 組立 → 量産

CAD/CAMシステムの役割

金型設計

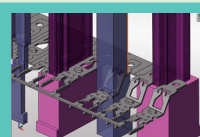

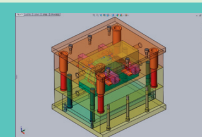

金型加工

金型とは

金型とは、型の形状を金属やプラスチック等の素材に転写することによって、同一形状の部品を大量生産するための道具です。自動車、携帯電話、医療機器、食品の容器などあらゆる製品を大量生産するために欠かせないもので、工業製品のマザー･ツールとも呼ばれています。

CADシステムとは

Computer-Aided Designの略。
どんな製品を作るかをコンピュータ上で設計します。金型設計用CADとは、製品設計データを元に強度計算や冷却水の経路等を計算しながら、精度の高い金型となるよう、設計を進めるツールです。

CAMシステムとは

Computer-Aided Manufacturingの略。
設計データをカッターパスと呼ばれる切削経路に直し、どのように削れば、美しく早く削れるかを計算するツールです。カッターパスの正確さ、効率性は、CAMシステムの性能に依存します。

仕向地別セグメント概況

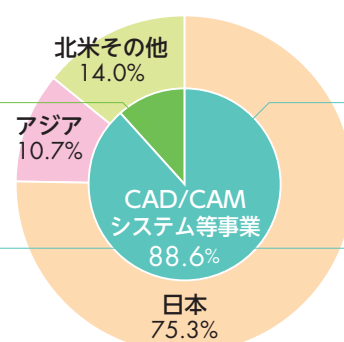

金型製造事業　11.4%

北米を拠点に、自動車部品等の元となる金型製造の請負、および関連設備の販売・輸出入を行います。

OEM事業

金型関連市場、隣接市場等に対し、既存のコア技術を戦略的に提供することで新規ビジネスの創出を図ります。

CAD/CAMパッケージ事業

金型設計加工分野を主とした自社開発CAD/CAMパッケージ製品の販売・保守サービスを行います。

製造向けSI事業

金型製造の全工程に対する作業の効率化、標準化支援ツールの企画・開発・販売・サポートを行います。

CAD/CAMシステム等事業 主力製品

株 主 各 位

証券コード 6633
2025年３月７日

東京都品川区東品川二丁目２番24号
株式会社C&Gシステムズ
代表取締役社長　塩田 聖一

第18期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。
　さて、当社第18期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご案内申しあげます。
　本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトに電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト　https://www.cgsys.co.jp/ir/ir_library/sokai/

また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）
https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show
上記ウェブサイトにアクセスして、当社名または証券コードを入力・検索し「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択のうえ、ご覧ください。

　なお、当日ご出席されない場合は、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、次のいずれかの方法により議決権をご行使くださいますようお願い申しあげます。

書面（郵送）による議決権行使の場合
同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、
2025年３月25日（火曜日）午後５時30分までに到着するようご返送ください。

電磁的方法（インターネット）による議決権行使の場合
後記の「インターネットによる議決権行使のお手続きについて」をご高覧のうえ、
2025年３月25日（火曜日）午後５時30分までに議決権をご行使ください。

敬 具

記

日 時	**2025年３月26日（水曜日）午前10時**（受付開始 午前９時30分）
場 所	福岡県北九州市小倉北区浅野二丁目14番２号 **リーガロイヤルホテル小倉4階「ダイヤモンド」**
株主総会の目的事項	**報告事項** ❶ 第18期（2024年１月１日から2024年12月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件 ❷ 第18期（2024年１月１日から2024年12月31日まで）計算書類の内容報告の件 **決議事項** 第１号議案　新設分割計画承認の件 第２号議案　定款一部変更の件 第３号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）６名選任の件 第４号議案　監査等委員である取締役３名選任の件 第５号議案　当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収への対応方針）の導入の件

以 上

❶ 当日ご出席の際は、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
❷ 本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令および当社定款第14条に基づき、お送りする書面には含めておりません。
・事業報告のうち「会計監査人の状況」および「会社の体制および方針」
・連結計算書類および連結注記表
・計算書類および個別注記表
なお、監査等委員会および会計監査人は、上記事項を含む監査対象書類を監査しております。
❸ 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに修正内容を掲載させていただきます。
❹ ご来場の株主様へのお土産はご用意しておりません。

議決権行使のお願い

議決権は、株主の皆様が当社の経営にご参加いただくための大切な権利です。
議決権の行使方法は、以下の方法がございます。
株主総会参考書類をご参照のうえ、ご行使いただきますようお願い申しあげます。

議決権の行使方法

株主総会に**当日ご出席される方**

同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、**会場受付にご提出**ください。

株主総会開催日時	2025年3月26日（水）午前10時

株主総会に**当日ご出席されない方**

郵 送

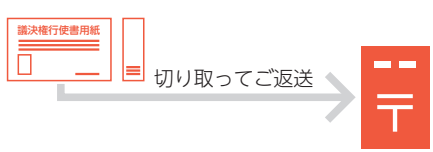

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただきご返送ください。
議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

行使期限	2025年3月25日（火） 午後5時30分到着分まで

インターネット

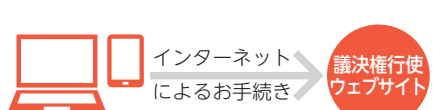

次ページの**「インターネットによる議決権行使のお手続きについて」**をご覧ください。

行使期限	2025年3月25日（火） 午後5時30分入力分まで

インターネットによる議決権行使のお手続きについて

行使期限 2025年３月25日（火曜日）午後５時30分入力分まで

スマートフォンで議決権を行使される場合
（ログインQRコードを読み取る方法「スマート行使」）

議決権行使コード・パスワードを入力することなくQRコード®の読取のみで、議決権を行使することができます。

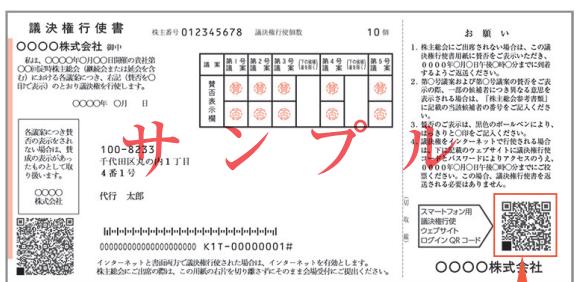

ここから専用サイトにログインし、議決権を行使することができます。

注意事項

- **セキュリティの関係上、QRコード®読取によるログインでの議決権行使は1回のみ可能です。**
- ユーザーの利用しているQRコード®読取アプリによっては操作が必要な場合もあります。

※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

パソコン・携帯電話で議決権を行使される場合
（議決権行使コード・パスワードを入力する方法）

議決権行使ウェブサイトにアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載の**議決権行使コード**および**パスワード**をご利用のうえ、画面の案内に従って議案に対する賛否をご登録ください。

1 議決権行使サイトへアクセス

議決権行使ウェブサイト

https://www.web54.net

「次へすすむ」をクリックしてください。

2 ログインする

同封の議決権行使書用紙に記載された**「議決権行使コード」**を入力いただき、**「ログイン」**をクリックしてください。

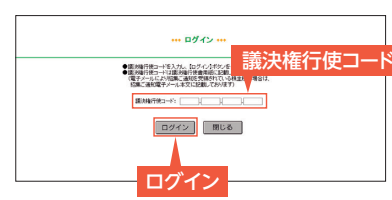

3 以降は画面の案内に従ってご入力ください

重複して行使された議決権の取扱いについて

（1）書面とインターネットにより二重に議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
（2）インターネットにより議決権を複数回行使された場合は、最後に行われた行使を有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

議決権行使専用ウェブサイトでの議決権行使に関するパソコンなどの操作方法が不明な場合は、右の窓口にお問い合わせください。

三井住友信託銀行株式会社 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル

通話無料 **0120-652-031**（受付時間 午前9時～午後9時）

株主総会参考書類

議案および参考事項

第１号議案　新設分割計画承認の件

1.　新設分割を行う理由

当社は、2007年に金型製造業向けCAD/CAMシステムの開発・製造・販売およびこれらに附帯する保守サービスを行う2社により誕生した企業で、社是を「生産性の限界に挑戦する」、経営理念を「技術立国日本を代表する CAD/CAM ソリューションメーカーとして、世界のモノづくりに貢献する。」とし、これまで金型市場を中心に、製造現場の効率化・高度化を進めるための様々なCAD/CAMソリューションを提供してまいりました。

当社設立以降、モノづくり分野では、より高いレベルでの業務の標準化、デジタル化、スマートマニュファクチャリングの推進および現場データの活用等が求められています。特に金型製造現場では、高度化した金型づくりへの対応、自動化技術等が求められており、それらの課題を解決していくためには、製造業に特化したDX（デジタルトランスフォーメーション）技術の提供が必要と考えております。

このような状況下、当社は持続的成長を実現していくため、より一層経営のスピード化を図り、機動的かつ柔軟な経営判断を可能にするグループ運営体制を構築し、グループガバナンスのさらなる強化を図ることが望ましいと判断し、持株会社体制に移行することといたしました。

持株会社体制への移行により、持株会社と事業子会社の役割・権限を明確化することで、持株会社はグループ戦略の策定およびグループ経営の監督に特化し、事業子会社は業務執行に専念することにより監督と執行の分離を行い、グループ全体の経営効率の向上を図り、さらなる企業価値の向上を実現してまいります。

なお、当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が承認可決された場合、2025年4月1日を効力発生日として、「株式会社ＣＧＳホールディングス」に商号変更し、引き続き持株会社として上場を維持してまいります。

2.　新設分割計画の内容の概要

新設分割計画書（写）

　株式会社C＆Gシステムズ（以下「当社」という。）は、新たに設立する事業会社（以下「新設会社」という。）に対し、当社の営むCAD/CAMシステムの開発・製造・販売およびこれらに付帯する保守サービス（以下「本件対象事業」という。）に関する権利義務を承継させる新設分割を行うことにつき、以下のとおり新設分割計画書（以下「本計画」という。）を作成する。

第１条（新設分割）
当社は、本計画の定めに従い、本件対象事業に関して当社が有する第４条に定める資産、債務、契約その他の権利義務を新設会社に承継させる新設分割を行う（以下「本件新設分割」という。）。

第２条（新設会社の定款記載事項）
１．新設会社の目的、商号、本店の所在地および発行可能株式総数ならびにその他新設会社の定款で定める事項は、別紙1「定款」に記載のとおりとする。
２．新設会社の設立時本店所在場所は、東京都品川区東品川二丁目２番24号とする。

第３条（新設会社の設立時取締役および設立時監査役の氏名）
新設会社の設立時取締役および設立時監査役は、以下のとおりとする。
（１）設立時取締役
　　山口修司、塩田聖一、伴野裕之、寺﨑和彦、春日勝人、小島利幸
（２）設立時監査役
　　田尻哲夫

第４条（承継する資産、債務、契約その他の権利義務）
１．当社は、2024年12月31日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに第７条に定める効力発生日の前日までの増減を加除した、本件対象事業に関する資産、債務、契約その他の権利義務（その詳細は別紙２「承継権利義務明細表」に定める）を、効力発生日において新設会社に移転し、新設会社はこれを承継する。
２．当社から新設会社に対する債務の承継は、免責的債務引受の方法による。

第５条（本件新設分割に際して交付する新設会社の株式の数）
新設会社は、本件新設分割に際して普通株式2,000株を発行し、そのすべてを前条に定める権利義務の対価として当社に割り当て交付する。

第６条（新設会社の資本金および準備金に関する事項）
新設会社の設立の際における資本金および準備金の額は以下のとおりとする。但し、第７条で定める分割の効力発生日の前日における当社の資産および負債の状態等により、これを変更することができる。
（１）資本金の額　　金　50,000,000円
（２）資本準備金の額　　金　50,000,000円
（３）利益準備金の額　　金　　0円

第７条（新設会社の成立の日）
新設会社の設立の登記をすべき日（以下「効力発生日」という。）は2025年４月１日とする。但し、当社は、本件新設分割における手続進行上の必要性その他の事由により必要があるときは、効力発生日を変更することができる。

第８条（株主総会の承認）
当社は、第７条の効力発生日の前日までに当社の株主総会による承認決議が得られることを条件として本件新設分割を行う。

第９条（競業避止義務）
当社は、新設会社が承継する本件対象事業について競業避止義務を負わず、効力発生日以降においても、本件対象事業と競業する事業を行うことができるものとする。

第10条（本計画の変更および中止）
当社は、本計画作成日から効力発生日に至るまで、天災地変その他の事由により、当社の財務状態または経営状態に重大な変更が生じた場合その他本件新設分割の実行に重大な支障となる事態が生じた場合、本計画を変更し、または本件新設分割を中止することができるものとする。

第11条（本計画に定めのない事項）
本計画に定める事項の他、本件新設分割に関し必要な事項は、本計画の趣旨に従って、当社がこれを決定する。

2025年１月17日

東京都品川区東品川二丁目２番24号
株式会社C&Gシステムズ
代表取締役社長　塩田聖一

【別紙１】

定　款

第１章　総則

（商号）
第１条　当会社は、株式会社Ｃ＆Ｇシステムズと称し、英文では、C&G SYSTEMS INC.と表示する。

（目的）
第２条　当会社は、次の事業を営むことを目的とする。
１．図形、画像処理に関連するコンピュータシステムの開発
２．同上システムの製造、販売および賃貸
３．事務用機器の賃貸
４．小型電子計算機および周辺機器の販売
５．ソフトウェアの作成および販売
６．コンピュータソフトウェアの開発受託
７．コンピュータソフトウェアの研究開発
８．マイクロコンピュータ計測制御インターフェイス機器の製作および販売
９．金型および金型に依る成形品の設計、製作、販売
10．前各号に附帯する一切の事業

（本店の所在地）
第３条　当会社は、本店を東京都品川区に置く。

（機関）
第４条　当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。
（１）取締役会
（２）監査役

（公告方法）
第５条　当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、電子公告を行うことができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、官報に掲載して公告する。

第２章　株式

（発行可能株式総数）
第６条　当会社の発行可能株式総数は、100,000株とする。

（株券の不発行）
第７条　当会社の株式については、株券を発行しない。

（株式の譲渡制限）
第８条　当会社の株式の譲渡による取得については、取締役会の承認を受けなければならない。

（相続人等に対する株式の売渡し請求）
第９条　当会社は、相続その他の一般承継により当会社の株式を取得した者に対し、当該株式を当会社に売り渡すことを請求することができる。

（株式等の割当てを受ける権利を与える場合）
第10条　当会社は、当会社の株式（自己株式を含む。）および新株予約権を引き受ける者の募集において、株主に株式または新株予約権の割当てを受ける権利を与える場合には、その募集事項、株主に当該株式または新株予約権の割当てを受ける権利を与える旨およびその引受けの申込みの期日の決定は、取締役会の決議によって行うことができる。

（株式取得者による株主名簿記載事項の記載または記録）
第11条　当会社の株式の譲渡による取得者が当会社に対して株主名簿記載事項を株主名簿に記載し、または記録すること（以下「名義書換」という。）を請求するときは、法令に別段の定めがある場合を除き、株主および株式取得者双方が所定の請求書に記名・捺印して提出するものとする。
２　譲渡以外の事由により取得した株式の名義書換を請求するときは、法令で定める場合を除き前項の手続によるほかその取得を証明する書面を提出するものとする。

（質権の登録および信託財産の表示）
第12条　株主は、当会社の株式につき質権の登録、変更もしくは抹消または信託財産の表示もしくは抹消を請求するには、当会社所定の書式による請求書に当事者が署名または記名押印し、提出しなければならない。その登録または表示の抹消についても同様とする。

（手数料）
第13条　前２条に定める請求をする株主は、当会社に対し、所定の手数料を支払わなければならない。

（株主の住所等の届出）
第14条　当会社の株主および登録株式質権者またはその法定代理人もしくは代表者は、当会社所定の書式により、その氏名、住所および印鑑を当会社に届け出なければならない。届出事項に変更を生じたときも同様とする。

第３章　株主総会

（招集）
第15条　当会社の定時株主総会は、毎事業年度末日から３ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要があるときに随時これを招集する。

（定時株主総会の基準日）
第16条　当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年12月31日とする。

（招集権者および議長）
第17条　株主総会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。
２　取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

（決議の方法）
第18条　株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。
2　会社法第309条第２項に定める株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の３分の２以上をもって行う。

（議決権の代理行使）
第19条　株主は、当会社の議決権を有する他の株主１名を代理人として、その議決権を行使することができる。
2　株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

（議事録）
第20条　株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録する。

第４章　取締役および取締役会

（員数）
第21条 当会社の取締役は、11名以内とする。

（選任方法）
第22条　取締役は、株主総会において選任する。
2　取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
3　取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

（任期）
第23条　取締役の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
2　増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。

（代表取締役および役付取締役）
第24条　取締役会は、その決議によって、代表取締役を選定する。
2　取締役会は、その決議によって、取締役会長、取締役社長、取締役副社長および取締役相談役各１名、専務取締役および常務取締役各若干名を定めることができる。

（取締役会の招集権者および議長）
第25条　取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。
2　取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

（取締役会の招集通知）
第26条　取締役会の招集通知は、会日の３日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
2　取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

（取締役会の決議の方法）
第27条　取締役会の決議は、議決に加わることのできる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

（取締役会の決議の省略）
第28条　当会社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

（取締役会の議事録）
第29条　取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名する。

（取締役会規程）
第30条　取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

（報酬等）
第31条　取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

（責任免除）
第32条　当会社は、会社法第426条第１項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。
２　当会社は、会社法第427条第１項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第５章　監査役

（員数）
第33条　当会社の監査役は、１名以上とする。

（選任方法）
第34条　監査役は、株主総会において選任する。
２　監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

（任期）
第35条　監査役の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
２　任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

（報酬等）
第36条　監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

（責任免除）
第37条　当会社は、会社法第426条第１項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。
２　当会社は、会社法第427条第１項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第６章　計算

（事業年度）
第38条　当会社の事業年度は、毎年１月１日から12月31日までの１年とする。

（剰余金の配当の基準日）
第39条　当会社の期末配当の基準日は、毎年12月31日とする。

（配当金の除斥期間）
第40条　配当金が支払開始の日から満３年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。
２　未払いの配当金には、利息をつけない。

第７章　付則

（最初の事業年度）
第41条　当会社の最初の事業年度は、第38条の規定にかかわらず、当会社成立の日から2025年12月31日までとする。

【別紙２】

承継権利義務明細表

効力発生日において当社が新設会社に承継させる権利義務は、本明細表に定める当社の権利義務とする。

１．資産

効力発生日の前日の終了時において当社が所有または保有している資産のうち、専ら本件対象事業に関連する以下の資産。

（１）流動資産

現金及び預金、売掛金、棚卸資産（貯蔵品、仕掛品含む）、未収入金（ファクタリングに関するものを除く）、前払費用、立替金、仮払金

（２）固定資産

建物（東京本社ならびに北九州本社に係るものを除く）、構築物（東京本社ならびに北九州本社に係るものを除く）、機械装置、工具器具備品、一括償却資産等の有形固定資産(仮勘定を含む)（東京本社ならびに北九州本社に係るものを除く）、ソフトウェア（仮勘定を含む）、電話加入権、敷金及び保証金（東京本社に係るものを除く）、長期前払費用、破産更生債権等、関係会社株式

２．債務

効力発生日の前日の終了時において存在する当社の負債および債務のうち、専ら本件対象事業に関連する以下の負債および債務。

（１）流動負債

買掛金、契約負債、未払金、仮受金、預り金、未払費用、賞与引当金

（２）固定負債

役員株式給付引当金、長期未払金を除く一切

３．雇用契約等

当社が締結し、かつ効力発生日の前日の終了時において効力を有する、本件対象事業に従事する当社の従業員（但し、本効力発生日の前日までに当社との間で承継対象から除く旨を書面で合意した従業員を除く。）と当社の間の雇用契約に係る契約上の地位およびこれに付随する権利義務。

４．知的財産権・許認可等

本効力発生日の前日の終了時において、本件対象事業に関する知的財産権、関係官公庁の許認可等のうち、法令上承継可能であり、当社が新設会社へ承継する必要があると判断したもの。

５．その他の権利義務

本件対象事業に属する雇用契約以外の契約であって、当社が契約し、且つ本効力発生日の前日の終了時において効力を有する契約（当該契約に付随または関連する契約を含む。以下同じ。）における契約上の地位および当該契約に基づく権利義務。（但し、本件対象事業以外の当社の事業にも関連して締結された契約上の地位およびこれらに基づいて発生した権利義務は除く。）

上記第１項から第５項の規定に拘らず、本計画策定後に法令その他の規制上、本新設分割による承継が不可能または著しく困難であることが判明した権利義務等（当該承継に関して契約上必要となる相手方の同意が得られないことが判明したものおよび当該承継により当社または新設会社において著しい不利益を生じることが判明したものを含む。）については、承継対象権利義務から除外される。

3. 会社法施行規則第205条各号に定める内容の概要

(1) 会社法第763条第6号に掲げる事項についての定めの相当性に関する事項

① 本件分割に際して交付する新設会社の株式の数の相当性に関する事項

新設会社は、本新設分割に際して普通株式2,000株を発行し、その全てを当社に割当交付いたします。当社は、当社が新設会社の発行する全ての株式を取得するため、株式数を任意に定めることができると考えられるところ、新設会社が承継する資産等の事情、その他諸般の事情を勘案した結果、上記の株式数が相当であると判断しております。

② 新設会社の資本金および準備金の額の相当性に関する事項

当社は、新設会社の資本金および準備金の額を、会社計算規則に従い、新設分割計画書第6条に記載のとおりとすることにいたしました。当社は、新設会社が承継する資産等および今後の事業活動等を考慮した結果、当該資本金および準備金の額は相当であると判断しております。

(2) 新株予約権の内容等についての定めの相当性に関する事項

該当する事項はありません。

(3) 当社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象

該当する事項はありません。

第２号議案　定款一部変更の件

1.　変更の理由

当社は、第１号議案「新設分割計画承認の件」の「１.新設分割を行う理由」に記載のとおり、新設分割による持株会社体制への移行に伴い、商号、目的および本店の所在地について所要の変更を行うとともに、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2.　変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線部分は変更箇所を示しております。）

現行定款	変更案
（商号） 第１条　当会社は、株式会社Ｃ＆Ｇシステムズと称し、英文ではC&G SYSTEMS INC.と表示する。	（商号） 第１条　当会社は、株式会社CGSホールディングスと称し、英文ではCGS HOLDINGS INC.と表示する。
（目的） 第２条　当会社は、次の事業を営むことを目的とする。	（目的） 第２条　当会社は、次の事業を営む会社その他の法人等の株式または持分を保有することにより、当該会社等の事業活動を支配、管理することを目的とする。
１．図形、画像処理に関連するコンピュータシステムの開発 ２．同上システムの製造、販売および賃貸 ３．事務用機器の賃貸 ４．小型電子計算機及び周辺機器の販売 ５．ソフトウェアの作成及び販売 ６．コンピュータソフトウェアの開発受託 ７．コンピュータソフトウェアの研究開発 ８．マイクロコンピュータ計測制御インターフェイス機器の製作および販売 ９．金型及び金型に依る成形品の設計、製作、販売 10．前各号に附帯する一切の事業	１．図形、画像処理に関連するコンピュータシステムの開発 ２．同上システムの製造、販売および賃貸 ３．事務用機器の賃貸 ４．小型電子計算機及び周辺機器の販売 ５．ソフトウェアの作成及び販売 ６．コンピュータソフトウェアの開発受託 ７．コンピュータソフトウェアの研究開発 ８．マイクロコンピュータ計測制御インターフェイス機器の製作および販売 ９．金型及び金型に依る成形品の設計、製作、販売 10．前各号に附帯する一切の事業

現行定款	変更案
（本店の所在地） 第３条　当会社は、本店を東京都品川区に置く。 第４条～第３０条（記載省略） （新設）	（本店の所在地） 第３条　　当会社は、本店を福岡県北九州市に置く。 第４条～第３０条（現行どおり） 附則 　第1条（商号）、第2条（目的）および第3条（本店の所在地）の変更は、2025年3月26日開催予定の第18期定時株主総会に付議される「新設分割計画承認の件」が原案どおり承認可決されることおよび当該新設分割計画に基づく新設分割の効力が発生することを条件として、当該新設分割の効力発生日に効力が発生するものとする。なお、本附則は当該新設分割の効力発生日の経過をもって削除する。

第３号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）６名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）６名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、あらためて取締役（監査等委員である取締役を除く。）６名の選任をお願いするものであります。

なお、監査等委員会から、監査等委員会が定めた「監査等委員でない取締役の選任もしくは解任または辞任について株主総会において述べる意見の決定の方針」に基づき審議した結果、各候補者に関する当事業年度における業務執行状況ならびに業績等を踏まえ、各候補者は当社の取締役として適任であるとの意見表明を受けております。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の候補者は次のとおりであります。

1. 山口（やまぐち）　修司（しゅうじ）（1946年８月16日生）（満78歳）　再任

■ **略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）**

1981年 4 月　コンピュータエンジニアリング株式会社入社
1982年 2 月　同社常務取締役
1985年12月　同社代表取締役社長
2007年 7 月　当社代表取締役会長
2009年 5 月　株式会社エムワイ企画（現:株式会社山口クリエイト）代表取締役社長（現任）
2010年 1 月　当社代表取締役社長
2012年 3 月　当社代表取締役会長（現任）

■ **所有する当社株式の数　293,169株**
■ **取締役会出席回数　14／14回（100%）**
■ **取締役在任年数　17年8ヶ月**
■ **取締役候補者とした理由**

山口修司氏は、代表取締役として当社グループの経営を担っており、強いリーダーシップでグループ全体を牽引し、当社の将来に向けた成長基盤強化を推進しています。これまでの経験と実績から今後も当社のさらなる発展を牽引することが期待できると判断し、取締役候補者といたしました。

2. 塩田　聖一（しおた　せいいち）（1958年３月３日生）（満67歳）　再任

■ **略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）**

1982年 5 月	コンピュータエンジニアリング株式会社入社
1991年 4 月	同社開発部部長
1993年 4 月	同社取締役開発部部長
1995年 5 月	同社取締役経営企画室室長
1998年 4 月	同社取締役開発本部本部長
2000年10月	同社取締役開発本部本部長兼経営企画室室長
2003年10月	同社取締役経営企画室室長
2006年 4 月	同社取締役品質管理部部長
2006年11月	同社取締役技術本部本部長
2007年 6 月	同社専務取締役
2007年 7 月	当社取締役
2010年 1 月	当社取締役営業本部本部長
2012年 3 月	当社代表取締役社長兼営業本部本部長
2012年10月	当社代表取締役社長（現任）

■ **所有する当社株式の数　53,842株（362株）**
■ **取締役会出席回数　14／14回（100%）**
■ **取締役在任年数　17年8ヶ月**
■ **取締役候補者とした理由**

塩田聖一氏は、開発部門、営業部門を中心に業務全般を熟知するとともに豊富な業務知識と経験を有し、現在は代表取締役社長として当社の企業価値の向上に貢献しております。これまでの経験と実績から今後も当社のさらなる発展を牽引することが期待できると判断し、取締役候補者といたしました。

3. 伴野　裕之（ともの　ひろゆき）（1965年４月８日生）（満59歳）　再任

■ **略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）**

2004年 4 月	株式会社グラフィックプロダクツ入社
2006年 9 月	同社開発部副部長
2007年 7 月	同社開発部部長
2008年 4 月	同社開発本部副本部長
2009年 7 月	同社開発本部本部長
2010年 1 月	当社執行役員開発本部本部長
2010年 3 月	当社取締役開発本部本部長
2012年 3 月	当社常務取締役開発本部長（現任）

■ **所有する当社株式の数　30,490株（190株）**
■ **取締役会出席回数　14／14回（100%）**
■ **取締役在任年数　15年**
■ **取締役候補者とした理由**

伴野裕之氏は、開発部門を中心に業務全般を熟知するとともに豊富な業務知識と経験を有し、現在は取締役として当社の企業価値の向上に貢献しております。これまでの経験と実績から今後も当社のさらなる発展を牽引することが期待できると判断し、取締役候補者といたしました。

4. 寺﨑（てらさき）　和彦（かずひこ）（1964年５月23日生）（満60歳）　再任

■ 略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）

1989年 5 月	株式会社グラフィックプロダクツ入社
2003年 4 月	同社営業部部長
2004年 7 月	同社営業本部部長
2005年 4 月	同社執行役員営業本部部長
2005年11月	同社執行役員営業本部部長兼海外営業部部長
2007年 3 月	同社取締役
2007年 7 月	当社取締役
2010年 1 月	当社取締役海外営業部部長
2010年 3 月	GRAPHIC PRODUCTS ASIA CO., LTD.（現 CGS ASIA CO., LTD.）マネージングディレクター（現任）
2010年 3 月	GP ASSISTING（THAILAND）CO., LTD.（現CGS ASSISTING（THAILAND）CO., LTD.）マネージングディレクター（現任）
2010年 9 月	GRAPHIC PRODUCTS NORTH AMERICA, INC.（USA）（現CGS NORTH AMERICA, INC.（USA））プレジデント（現任）
2011年 2 月	GRAPHIC PRODUCTS NORTH AMERICA INC.（CANADA）（現CGS NORTH AMERICA INC.（CANADA））ディレクター（現任）
2011年 6 月	Tritech International, LLCディレクター（現任）
2012年10月	当社取締役海外営業本部長（現任）

■ 所有する当社株式の数　25,123株（123株）

■ 取締役会出席回数　14／14回（100%）

■ 取締役在任年数　17年8ヶ月

■ 取締役候補者とした理由

寺﨑和彦氏は、海外営業部門を中心に業務全般を熟知するとともに豊富な業務知識と経験を有し、現在は取締役として当社の企業価値の向上に貢献しております。これまでの経験と実績から今後も当社のさらなる発展を牽引することが期待できると判断し、取締役候補者といたしました。

5. 春日（かすが）　勝人（かつひと）（1962年12月14日生）（満62歳）　再任

■ **略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）**

1990年 6 月	株式会社グラフィックプロダクツ入社	2010年 1 月	当社中日本営業部部長
2002年 8 月	同社名古屋営業所所長	2010年10月	当社中西日本営業部部長
2005年 6 月	同社営業本部西日本営業部部長	2011年 2 月	当社執行役員中西日本営業部部長
2006年 6 月	同社営業本部副本部長	2012年10月	当社執行役員国内営業本部本部長
2008年 2 月	同社営業企画部部長	2014年 3 月	当社取締役国内営業本部長（現任）

■ **所有する当社株式の数　12,999株（99株）**
■ **取締役会出席回数　14／14回（100%）**
■ **取締役在任年数　11年**
■ **取締役候補者とした理由**

春日勝人氏は、国内営業部門を中心に業務全般を熟知するとともに豊富な業務知識と経験を有し、現在は取締役として当社の企業価値の向上に貢献しております。これまでの経験と実績から今後も当社のさらなる発展を牽引することが期待できると判断し、取締役候補者といたしました。

6. 小島（こじま）　利幸（としゆき）（1964年3月19日生）（満60歳）　再任

■ **略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）**

1995年 7 月	コンピュータエンジニアリング株式会社入社	2011年 7 月	当社管理統括部人事部部長代行
2005年10月	同社総務課課長	2017年 1 月	当社管理統括部管理部部長
2010年 7 月	当社北九州総務部副部長	2017年10月	当社執行役員管理統括部長
		2018年 3 月	当社取締役管理統括部長（現任）

■ **所有する当社株式の数　4,879株（79株）**
■ **取締役会出席回数　14／14回（100%）**
■ **取締役在任年数　7年**
■ **取締役候補者とした理由**

小島利幸氏は、人事、労務部門を中心に業務全般を熟知するとともに豊富な業務経験を有し、現在は取締役として当社の企業価値の向上に貢献しております。これまでの経験と実績から当社のさらなる発展を牽引することが期待できると判断し、取締役候補者といたしました。

（注）1. 所有する当社株式の数の欄の（　）内の株式数については、持株会を通じて所有する株式を内数にて示しております。
2. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 当社は、取締役全員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者が負担することになる職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じる損害を当該保険契約により填補することとしております。なお、各候補者が取締役に選任された場合は、当該保険契約の被保険者となり、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

第４号議案　監査等委員である取締役３名選任の件

監査等委員である取締役３名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、あらためて監査等委員である取締役３名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役の候補者は次のとおりであります。

1. 田尻（たじり）　哲夫（てつお）（1962年10月30日生）（満62歳）　新 任

■ 略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）

1985年 4 月	コンピュータエンジニアリング株式会社入社	2004年 4 月	同社名古屋支店副支店長
1995年 4 月	同社技術部技術課課長	2010年 1 月	当社開発本部品質管理課課長
2000年10月	同社コールセンターセンター長	2019年 1 月	当社内部監査室室長（現任）

■ 所有する当社株式の数　3,318株（3,318株）

■ 監査等委員である取締役候補者とした理由

田尻哲夫氏は、当社の内部監査室に長年携わってきました。監査等委員として求められる高い倫理観、公正公平な判断力に加え、当社の経営に対する適正な監査を実施するのに必要な知識を有しているため、監査等委員としての職務を適切に遂行できるものと判断し、監査等委員である取締役として選任をお願いするものであります。

2. 橋本（はしもと） 光（ひかる） （1947年９月15日生）（満77歳）

再 任　社外取締役　独立役員

■ **略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）**

1970年 4 月　山一證券株式会社入社
1998年 6 月　松井証券株式会社取締役
2000年 7 月　株式会社ジャスダック・サービス（現株式会社東京証券取引所）入社
2006年 6 月　同社執行役ステークホルダーズ本部副本部長兼ＩＲ支援部長
2008年 6 月　旭ホームズ株式会社社外取締役
2008年12月　ＩＭＶ株式会社社外監査役
2010年 6 月　神田通信機株式会社社外監査役
2011年 3 月　当社社外監査役
2015年 5 月　当社監査等委員（社外取締役）（現任）
2016年 6 月　神田通信機株式会社社外取締役
2020年 6 月　ＯＫプレミア証券株式会社（現第一プレミア証券株式会社）監査役

■ **所有する当社株式の数　10,108株（108株）**
■ **取締役会出席回数　14／14回（100％）**
■ **監査等委員会出席回数　13／13回（100％）**
■ **監査等委員（社外取締役）在任年数　９年11ヶ月**
■ **監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要**

橋本光氏は、金融機関における豊富な経験と企業経営に関する幅広い見識を有しており、現在は当社の監査等委員である取締役として積極的に意見・提言等を行い、当社の経営ガバナンスの向上に貢献しております。これまでの実績を踏まえ、今後も当社の経営全般に客観的な視点から適切に監査・監督いただけるものと判断し、監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。

3. 影山（かげやま）　隆雄（たかお）（1944年12月14日生）（満80歳）

新 任　社外取締役　独立役員

■ 略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）

1968年 4 月	日本電気株式会社入社
1993年12月	同社マイクロ波管事業部長
2000年12月	同社エレクトロンデバイス主席技師長
2002年10月	財団法人北九州産業学術推進機構 知的クラスター事業総括
2007年 4 月	同機構中小企業支援センターセンター長
2010年 4 月	影山事務所代表（現任）
2010年 7 月	ＮＰＯ法人北九州テクノサポート理事
2010年 9 月	RoboPlusひびきの株式会社代表取締役社長
2011年 4 月	株式会社松島機械研究所 （現株式会社マツシマメジャテック）顧問（現任）
2012年 9 月	国立大学法人九州工業大学URA教授
2014年10月	東洋ステンレス研磨工業株式会社顧問（現任）
2022年 7 月	NPO法人北九州テクノサポート会長理事（現任）

■ 所有する当社株式の数　0株

■ 監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

影山隆雄氏は、大手電機メーカーにおいてCADに関する研究に取り組み同分野の研究で工学博士号を授与されるなど専門分野における深い知見とともに欧米を中心とした海外市場開拓の長年にわたる経験を有しております。また、複数の事業会社で相談役を務めるなど企業経営全般においても幅広い知識と経験を有しております。これらの知識と経験を踏まえ、今後当社が国内外で成長していくにあたり、特に経営戦略およびコーポレート・ガバナンスの観点から適切に監査・監督いただけるものと判断し、監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。

■ 重要な兼職先に関する補足情報

影山隆雄氏が兼職している他の法人等と当社との間には取引関係はありません。

（注）1. 所有する当社株式の数の欄の（　）内の株式数については、持株会を通じて所有する株式を内数にて示しております。
2. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 候補者　橋本光氏および影山隆雄氏は、社外取締役候補者であります。なお、当社は、橋本光氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。影山隆雄氏につきましても同様の要件を満たしており、選任が承認された場合には、独立役員として届け出る予定であります。
4. 当社と橋本光氏との間では、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第１項に定める最低責任限度額としております。なお、橋本光氏の再任が承認された場合、当社は上記責任限定契約を継続する予定であります。また、田尻哲夫氏および影山隆雄氏の選任が承認された場合には、同様の責任限定契約を締結する予定であります。
5. 当社は、取締役全員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者である取締役がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を補填することとしております。なお、各候補者が取締役に選任された場合は、当該保険契約の被保険者となり、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

第５号議案　当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収への対応方針）の導入の件

当社は、2025年2月21日開催の取締役会において、当社の企業価値および株主共同の利益を確保し、向上させることを目的として、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（会社法施行規則第118条第3号に規定されるものをいい、以下「基本方針」といいます。）を定めるとともに、本定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただくことを条件に、基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（会社法施行規則第118条第3号ロ(2)）として、当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収への対応方針）（以下「本プラン」といいます。）を導入することを決議いたしました。

なお、上記取締役会においては、社外取締役2名を含む取締役全員が出席し、本プランの導入につき全員一致で承認可決されております。

つきましては、本プランの導入につき、ご承認をお願いするものであります。

Ⅰ　提案の理由

1. 当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値の源泉を理解し、当社が企業価値ひいては株主共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上していくことを可能とする者である必要があると考えています。

当社は、当社の支配権の移転を伴う買収提案がなされた場合、その判断は最終的には株主全体の意思に基づき行われるべきものと考えております。また、当社株式について大量買付がなされた場合、これが当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものであれば、これを否定するものではありません。しかしながら、株式の大量買付の中には、その目的等から見て企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大量買付の内容等について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との交渉を必要とするもの等、大量買付の対象となる会社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社の企業価値の源泉は、①高度な技術開発力、②①の技術開発力により培ってきたCAD/CAM製品群、③高い保守更新率と安定した保守収益、④販売代理店、生産財メーカーと

の協力関係、⑤健全な財務体質にあると考えております。当社株式の買付を行う者がこれら当社の企業価値の源泉を理解し、これらを中長期的に確保し、向上させられるのでなければ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益は毀損されることになります。当社は、このような濫用的な買収に対しては、必要かつ相当な対抗措置を講じることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えております。

2. 本プランの目的

本プランは、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させることを目的として、上記１に記載した基本方針に沿って導入されるものです。

当社取締役会は、基本方針に定めるとおり、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さない大量買付を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えています。本プランは、こうした不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反する大量買付を抑止するとともに、当社株式に対する大量買付が行われる際に、当社取締役会が株主の皆様に代替案を提案する、あるいは株主の皆様がかかる大量買付に応じるべきか否かを判断するために必要な情報や時間を確保すること、株主の皆様のために交渉を行うこと等を可能とすることを目的としております。

また、当社代表取締役会長の山口修司氏は、同氏の資産管理会社である株式会社山口クリエイトおよび個人名義ならびにその親族で当社株式の20.71％を保有しておりますが、本プランにおける対象にはしておりません。一方、当社には他に突出した大株主はなく、多くの部分は個人株主によって保有されていることから、今後、当社の株式の流動性がさらに増す可能性は否定できないものと考えております。

なお、現時点において、当社が特定の第三者から当社株式の大量取得を行う旨の通告や提案を受けている事実はございません。

Ⅱ　提案の内容

1. 本プランの概要

本プランは、当社株券等の20%以上を買収しようとする者が現れた際に、買収者に事前の情報提供を求める等、上記の目的を実現するために必要な手続を定めております。

買収者は、本プランに係る手続に従い、当社取締役会において本プランを発動しない旨が決定された場合に、当該決定時以降に限り当社株券等の大量買付を行うことができるものとされています。

買収者が本プランに定められた手続に従わない場合や当社株券等の大量買付が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれがある場合等で、本プラン所定の発動要件を満たす場合等には、当社は、買収者等による権利行使は原則として認められないとの行使条件および当社が買収者等以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得できる旨の取得条項が付された新株予約権に係る新株予約権無償割当てその他の法令および当社定款の下でとりうる合理的な施策を実施します。本プランに従って新株予約権の無償割当てがなされ、その行使または当社による取得に伴って買収者以外の株主の皆様に当社株式が交付された場合には、買収者の有する当社の議決権割合は、最大約50%まで希釈化される可能性があります。

当社は、本プランに従った新株予約権の無償割当ての実施、不実施または取得等の判断については、取締役の恣意的判断を排するため、当社経営陣から独立した社外取締役等のみから構成される独立委員会を設置し、その客観的な判断を経るものとしております。また、当社取締役会は、これに加えて、本プラン所定の場合には、株主総会を開催し、株主の皆様の意思を確認することがあります。

こうした手続の過程については、適宜株主の皆様に対して情報開示を行い、その透明性を確保することとしております。

2. 本プランの内容（基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み）

(1) 本プランの発動に係る手続

（a）対象となる買付等

本プランは、下記①ないし③のいずれかに該当する当社株券等の買付その他の取得またはこれに類似する行為（これらの提案（注1）を含みます。）（当社取締役会が本プランを適用しない旨別途認めたものを除くものとし、以下「買付等」といいます。）がなされる場合を適用対象とします。

記

① 当社が発行者である株券等（注2）について、保有者（注3）の株券等保有割合（注4）が20%以上となる買付その他の取得

② 当社が発行者である株券等（注5）について、公開買付け（注6）を行う者の株券等所有割合（注7）およびその特別関係者（注8）の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

③ 上記①または②に規定される各行為の実施の有無にかかわらず、(i)当社の株券等の取得を

しようとする者またはその共同保有者（注9）もしくは特別関係者（以下、本③において「株券等取得者等」といいます。）が、当社の他の株主（複数である場合を含みます。以下、本③において同じとします。）との間で行う行為であり、かつ、当該行為の結果として当該他の株主が当該株券等取得者等の共同保有者に該当するに至るような合意その他の行為、または当該株券等取得者等と当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配しもしくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係（注10）を樹立する行為（注11）であって、(ii)当社が発行者である株券等につき当該株券等取得者等と当該他の株主の株券等保有割合の合計が20%以上となるような行為

買付等を自ら単独でまたは他の者と共同ないし協調して行おうとする者（以下「買付者等」といいます。）は、本プランに定められる手続に従うものとし、本プランに従い当社取締役会が新株予約権（その主な内容は下記(3)「本新株予約権の無償割当ての概要」に定めるとおりとし、以下にかかる新株予約権を「本新株予約権」といいます。）の無償割当て等の不実施に関する決議を行うまでの間、買付等を実行してはならないものとします。

（b）意向表明書の提出

買付者等は、買付等の開始または実行に先立ち、別途当社の定める書式により、本プランの手続を遵守する旨の誓約文言等を含む法的拘束力のある書面（買付者等の代表者による署名または記名捺印のなされたものとし、また、条件または留保等は付されてはならないものとします。）および当該署名または捺印を行った代表者の資格証明書（以下、これらをあわせて「意向表明書」といいます。）を当社に対して提出していただきます。意向表明書には、買付者等の氏名または名称、住所または本店、事務所等の所在地、設立準拠法、代表者の氏名、日本国内における連絡先および企図されている買付等の概要等を明示していただきます。なお、意向表明書および下記(c)に定める買付説明書その他買付者等が当社または独立委員会に提出する資料における使用言語は日本語に限ります。

（c）買付者等に対する情報提供の要求

当社は、意向表明書を受領した日から10営業日以内に、買付説明書（以下に定義されます。）の様式（買付者等が当社に提供すべき情報のリストを含みます。）を買付者等に対して交付いたします。買付者等は、当社が交付した書式に従い、下記の各号に定める情報（以下「本必要情報」といいます。）等を記載した書面（以下「買付説明書」と総称します。）を当社取締役会に対して提出していただきます。

当社取締役会は、買付説明書を受領した場合、速やかにこれを独立委員会（独立委員会の委員の選任基準、決議要件、決議事項等については、別紙1「独立委員会規則の概要」、本プラン導入時の独立委員会の委員の略歴等については、別紙2「独立委員会委員略歴」に記載のとおりです。）に送付します。独立委員会は、当該買付説明書の記載内容が本必要情報として不十分であると判断した場合には、買付者等に対し、適宜回答期限を定めた上、追加的に情報を提供するよう求めることがあります。この場合、買付者等においては、当該期限までに、かかる情報を追加的に提供していただきます。

記

① 買付者等およびそのグループ（共同保有者、特別関係者および買付者等を被支配法人等（注12）とする者の特別関係者）の詳細（名称、資本関係、財務内容、経営成績、過去の法令違反等の有無および内容、ならびに当該買付者等による買付等と同種の過去の取引の詳細等を含みます。）（注13）

② 買付等の目的、方法および具体的内容（対価の価額・種類、時期、関連する取引の仕組み、方法の適法性、実現可能性等を含みます。）

③ 買付等の価格およびその算定根拠

④ 買付者等と第三者との間の当社の株券等に関する合意の内容および買付者等による当社の株券等の過去の取得または処分に関する情報

⑤ 買付等の資金の裏付け（買付等の資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容を含みます。）

⑥ 買付等に関する第三者との間における意思連絡の有無およびその内容

⑦ 買付等の後における当社グループの経営方針、経営体制、事業計画、資本政策および配当政策

⑧ 買付等の後における当社の株主（買付者等を除きます。）、当社グループの従業員、取引先、顧客等の利害関係者に対する対応方針

⑨ 当社の他の株主との間の利益相反を回避するための具体的方策

⑩ 反社会的勢力との関係に関する情報

⑪ その他当社取締役会または独立委員会が合理的に必要と判断する情報

（d）買付等の内容の検討・買付者等との交渉・代替案の検討

① 当社取締役会に対する情報提供の要求

独立委員会は、買付者等から買付説明書その他の情報（追加的に提出を求めた情報も含みます。以下同じとします。）が提出されたと合理的に認めた場合、当社取締役会に対しても、適宜回答期限（以下「取締役会検討期間」といいます。）を定めた上、買付者等の買付等の内容に対する意見（留保する旨の意見を含むものとします。以下同じとします。）およびその根拠資料、代替案（もしあれば）その他独立委員会が適宜必要と認める情報等を提供するよう要求することができます。

② 独立委員会による検討等

独立委員会は、買付者等からの買付説明書その他の情報等の提供が十分になされたと認めた場合、情報等の受領から90日間が経過するまでの間（取締役会検討期間を含み、以下「独立委員会検討期間」といいます。）、買付等の内容の検討、買付者等と当社取締役会の経営計画・事業計画等に関する情報収集・比較検討、および当社取締役会の提供する代替案の検討等を行います。

独立委員会の判断が、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するようになされることを確保するために、独立委員会は、当社の費用で、ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、税理士、コンサルタントその他の専門家の助言を得ることができるものとします。

また、独立委員会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上という観点から当該買付等の内容を改善させるために必要であれば、直接または間接に、当該買付者等と協議・交渉等を行うものとします。買付者等は、独立委員会が、直接または間接に、検討資料その他の情報提供、協議・交渉等を求めた場合には、速やかにこれに応じなければならないものとします。

なお、独立委員会は、買付者等の買付等の内容の検討・代替案の検討・買付者等との交渉等に必要とされる合理的な範囲内（ただし、30日間を上限とするものとします。）で、独立委員会検討期間を延長することができるものとします。

（e）独立委員会の勧告

独立委員会は、買付等が下記(2)「本新株予約権の無償割当て等の要件」において定められる発動事由（同(2)に記載される準発動事由も含み、以下「本発動事由」と総称します。）に該当すると判断した場合等には、引き続き買付者等より情報提供を受ける必要や買付者等と

の間で交渉・協議等を行う必要がある等の特段の事情がある場合を除き、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当てその他の法令および当社定款の下でとりうる合理的な施策（注14）（以下「本新株予約権の無償割当て等」と総称します。）を実施することを勧告します。なお、独立委員会は、本新株予約権の無償割当て等を実施するに際し、事前または事後に株主意思の確認を得るべき旨の留保を付すことができるものとします。

上記にもかかわらず、独立委員会は、一旦本新株予約権の無償割当ての実施の勧告をした後も、以下のいずれかの事由に該当すると判断した場合には、本新株予約権の無償割当てに係る権利落ち日の前々営業日までにおいては本新株予約権の無償割当てを中止し、または本新株予約権の無償割当ての効力発生日以降本新株予約権の行使期間の開始日の前日までにおいては本新株予約権を無償にて取得すべき旨の新たな勧告を行うことができるものとします。

（ⅰ）当該勧告後に買付者等が買付等を撤回した場合その他買付等が存しなくなった場合（注15）

（ⅱ）当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じる等の理由により、本発動事由が存しなくなった場合

他方、独立委員会は、買付等について本発動事由に該当するとの判断に至らなかった場合は、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当て等を実施すべき旨の勧告を行わないものとします。

上記にもかかわらず、独立委員会は、その後も、当該判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、買付等が本発動事由に該当することとなった場合には、本新株予約権の無償割当て等を実施すべき旨の新たな勧告を行うことができるものとします。

上記のほか、独立委員会は、買付等について、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を害するおそれがある場合、その理由を付して、株主総会を開催し買付者等の買付等に関する株主意思の確認を行うこと等を勧告することもできるものとします。

（ｆ）取締役会の決議

当社取締役会は、次の(g)に基づき株主意思確認総会を開催する場合には、当該株主意思確認総会の決議に従い決議を行うものとします。また、当該株主意思確認総会が開催されない場合には、独立委員会からの上記(e)に従った勧告を最大限尊重して、本新株予約権の無償割当て等の実施または不実施等に関する会社法上の機関としての決議を行うものとします。

（g）株主意思確認総会の開催

当社取締役会は、(i)上記(e)に従い、独立委員会が、本新株予約権の無償割当て等の実施に際して、予め株主意思の確認を得るべき旨の留保を付した場合、もしくは買付者等の買付等に関する株主意思の確認を行うことを勧告した場合、または(ii)当社取締役会が、本新株予約権の無償割当て等を実施すべきと考える場合であって、株主総会の開催に要する時間等を勘案した上で、善管注意義務に照らし、株主意思を確認することが適切と判断する場合には、株主総会（以下「株主意思確認総会」といいます（注16）。）を招集し、株主の皆様の意思を確認することができるものとします（注17）。

（h）情報開示

当社は、本プランの運用に際しては、適用ある法令または金融商品取引所の規程等に従い、本プランの各手続の進捗状況（意向表明書・買付説明書が提出された事実、独立委員会検討期間が開始した事実ならびに独立委員会検討期間の延長が行われた事実およびその期間・理由を含みます。）または独立委員会による勧告等の概要、当社取締役会の決議の概要、その他独立委員会または当社取締役会が適切と考える事項について、適時に情報開示を行います。

(2) 本新株予約権の無償割当て等の要件

本プランの発動として本新株予約権の無償割当てを実施するための要件は、下記のとおりです。なお、上記(1)「本プランの発動に係る手続」(e)記載のとおり、下記の要件の該当性については、必ず独立委員会の勧告を経て決定されることになります。

記

<u>発動事由その1</u>

本プランに定められた手続に従わない買付等であり（買付等の内容を判断するために合理的に必要とされる時間や情報の提供がなされない場合を含みます。）、かつ本新株予約権の無償割当てを実施することが相当である場合

<u>発動事由その2</u>

下記のいずれかに該当し、かつ本新株予約権の無償割当てを実施することが相当である場合

（a）下記に掲げる行為等により、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある買付等である場合

① 株券等を買い占め、その株券等について当社または当社関係者等に対して高値で買取りを要求する行為

② 当社の経営を一時的に支配して、当社グループの重要な資産等を廉価に取得する等当社の犠牲の下に買付者等の利益を実現する経営を行うような行為

③ 当社グループの資産を買付者等やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する行為

④ 当社の経営を一時的に支配して、当社グループの事業に当面関係していない高額資産等を処分させ、その処分利益をもって、一時的な高配当をさせるか、一時的高配当による株価の急上昇の機会をねらって高値で売り抜ける行為

(b) 強圧的二段階買付（最初の買付で全株式の買付を勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式買付を行うことをいいます。）等、株主に株式の売却を事実上強要するおそれのある買付等である場合

(c) 買付等の条件（対価の価額・種類、時期、方法の適法性、実現可能性、または買付等の後における当社の他の株主、当社グループの従業員、顧客、取引先その他の当社に係る利害関係者に対する方針等を含みます。）が当社の本源的価値に鑑み不十分または不適当な買付等である場合

(d) 当社の企業価値を生み出す上で必要不可欠な当社グループの従業員、顧客、取引先等との関係を損なうこと等により、当社の企業価値または株主共同の利益に反する重大なおそれをもたらす買付等である場合

上記のほか、当社は、上記の各発動事由に準じる要件が充足され、かつ、相当性を有する場合（本プランにおいて「準発動事由」といいます。）には、本プランの発動として法令および当社定款の下でとりうる合理的な施策を講じることがあります。この場合も、上記(1)「本プランの発動に係る手続」(e)のとおり、必ず独立委員会の勧告を経て決定されることになります。

(3) 本新株予約権の無償割当ての概要

本プランに基づき本新株予約権の無償割当てを実施する場合の概要は、以下のとおりです。

（a）本新株予約権の数

本新株予約権の無償割当てに関する取締役会決議または株主総会決議（以下「本新株予約権無償割当て決議」といいます。）において別途定める一定の日（以下「割当期日」といいます。）における当社の最終の発行済株式総数（ただし、同時点において当社の有する当社株式の数を控除します。）と同数とします。

（b）割当対象株主

割当期日における当社の最終の株主名簿に記録された当社以外の株主（以下「割当対象株主」といいます。）に対し、その有する当社株式1株につき本新株予約権1個の割合で、本新株予約権を割り当てます。

（c）本新株予約権の無償割当ての効力発生日

本新株予約権無償割当て決議において別途定める日とします。

（d）本新株予約権の目的である株式の数

本新株予約権1個の目的である当社株式の数（以下「対象株式数」といいます。）は、原則として1株とします。

（e）本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の当社株式1株当たりの価額は、1円を下限とし当社株式1株の時価の2分の1の金額を上限とする金額の範囲内で本新株予約権無償割当て決議において別途定める価額とします。なお、「時価」とは、本新株予約権無償割当て決議に先立つ過去90日間（取引が成立しない日を除きます。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の各日の終値の平均値（気配表示を含みます。）に相当する金額とし、1円未満の端数は切り上げるものとします。

（f）本新株予約権の行使期間

本新株予約権無償割当て決議において別途定める日を初日（以下、かかる行使期間の初日を「行使期間開始日」といいます。）とし、原則として、1ヶ月間から6ヶ月間までの範囲で本新株予約権無償割当て決議において別途定める期間とします。

(g) 本新株予約権の行使条件

(Ⅰ)買付者等、(Ⅱ)買付者等の共同保有者、(Ⅲ)買付者等の特別関係者、もしくは(Ⅳ)上記(Ⅰ)ないし(Ⅲ)に該当する者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲り受けもしくは承継した者（その共同保有者・特別関係者を含みます。）、または、(Ⅴ)上記(Ⅰ)ないし(Ⅳ)に該当する者の関連者（注18）（以下、(Ⅰ)ないし（Ⅴ)に該当する者を「非適格者」と総称します。）は、原則として、本新株予約権を行使することができません。

なお、当社取締役会は、ある者が非適格者に該当するかを判断するにあたり（注19)、独立委員会の意見を聴取し、独立委員会の判断を最大限尊重するものとします。

また、外国の適用法令上、本新株予約権の行使にあたり所定の手続が必要とされる非居住者も、原則として本新株予約権を行使することができません（ただし、非居住者の保有する本新株予約権も、適用法令に抵触しないことが確認されることを条件として、下記(i)②のとおり、当社による当社株式を対価とする取得の対象となります。）。さらに、本新株予約権の行使条件を充足していること等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式による誓約書を提出しない者も、本新株予約権を行使することができません。

(h) 本新株予約権の譲渡

本新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要します。

(i) 当社による本新株予約権の取得

① 当社は、行使期間開始日の前日までの間いつでも、当社が本新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が認める場合には、当社取締役会が別途定める日の到来日をもって、全ての本新株予約権を無償で取得することができるものとします。

② 当社は、当社取締役会が別途定める日の到来日をもって、非適格者以外の者が有する本新株予約権のうち当該当社取締役会が定める日の前日までに未行使のもの全てを取得し、これと引換えに、本新株予約権1個につき対象株式数に相当する数の当社株式を交付することができます。

また、当社は、かかる取得がなされた日以降に、本新株予約権を有する者のうちに非適格者以外の者が存在すると当社取締役会が認める場合には、上記の取得がなされた日より後の当社取締役会が定める日の到来日をもって、当該者の有する本新株予約権のうち当該当社取締役会が定める日の前日までに未行使のものを全て取得し、これと引換えに、本新株予約権1個につき対象株式数に相当する数の当社株式を交付することができるものとし、その後も同様とします。

③ 当社は、本新株予約権の無償割当ての効力発生日以降の日で取締役会が別途定める日の到来日をもって、非適格者が有する本新株予約権の全てを取得し、これと引き換えに、取得に係る本新株予約権と同数の新株予約権で非適格者の行使が原則として認められないとされているもの（注20）を対価として交付することができます。また、当該新株予約権には、一定期間の経過後、一定の場合に合理的な対価を交付することにより当社が取得することができること等の取得条項が規定される場合があります。当該新株予約権の詳細については、本新株予約権無償割当て決議において定めるものとします。

④ その他の取得に関する事項については、本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

（ｊ）合併、吸収分割、新設分割、株式交換および株式移転の場合の新株予約権の交付

本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

（ｋ）新株予約権証券の発行

本新株予約権に係る新株予約権証券は発行しません。

（ｌ）その他

上記に定めるほか、本新株予約権の内容の詳細は、本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

(4) 本プラン導入の手続

本プラン導入については、本プランの導入について本定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただくことを条件とします。

(5) 本プランの有効期間、廃止および変更

本プランの有効期間は、本定時株主総会終結後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとします。

ただし、有効期間の満了前であっても、当社取締役会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランは当該決議に従い廃止されるものとします。

また、当社取締役会は、本プランの有効期間中であっても、本プランに関する法令、金融商品取引所の規程等の新設または改廃が行われ、かかる新設または改廃を反映することが適切である場合、誤字脱字等の理由により字句の修正を行うことが適切である場合、または当社株主に不利益を与えない場合等本定時株主総会の決議の趣旨に反しない場合には、独立委員会の承

認を得た上で、本プランを修正し、または変更することができるものとします。

当社は、本プランが廃止、修正または変更された場合には、当該廃止、修正または変更の事実および（修正・変更の場合には）修正・変更の内容その他の事項について、情報開示を速やかに行います。

(6) 法令の改正等による修正

本プランで引用する法令の規定は、2025年2月21日現在施行されている規定を前提としているものであり、同日以後、法令の新設または改廃により、上記各項に定める条項ないし用語の意義等に修正を加える必要が生じた場合には、当該新設または改廃の趣旨を考慮の上、上記各項に定める条項ないし用語の意義等を適宜合理的な範囲内で読み替えることができるものとします。

（注1）第三者に対して買付等を勧誘する行為を含みます。
（注2）金融商品取引法第27条の23第1項に定義されます。本議案において別段の定めがない限り同じとします。
（注3）金融商品取引法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）。本議案において同じとします。
（注4）金融商品取引法第27条の23第4項に定義されます。本議案において同じとします。
（注5）金融商品取引法第27条の2第1項に定義されます。
（注6）金融商品取引法第27条の2第6項に定義されます。本議案において同じとします。
（注7）金融商品取引法第27条の2第8項に定義されます。本議案において同じとします。
（注8）金融商品取引法第27条の2第7項に定義されます（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）。ただし、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除きます。本議案において同じとします。
（注9）金融商品取引法第27条の23第5項に規定される共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）。本議案において同じとします。
（注10）「当該株券等取得者と当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配しもしくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係」が存するか否かの判定は、現在または過去の資本関係（共同支配の関係を含みます。）、業務提携関係、取引ないし契約関係、役員兼任関係、資金提供関係、信用供与関係、デリバティブや貸株等を通じた当社株券等に関する実質的な利害関係等や、当該株券等取得者および当該他の株主が当社に対して直接・間接に及ぼす影響等を基礎として行うものとします。
（注11）本文③所定の行為がなされたか否かの判定は、当社取締役会が独立委員会の判断を尊重し合理的に行うものとします。なお、当社取締役会は、本文③所定の要件に該当するか否かの判定に必要とされる範囲において、当社の株主に対して必要な情報の提供を求めることがあります。
（注12）金融商品取引法施行令第9条第5項に定義されます。
（注13）買付者等がファンドの場合は、各組合員その他の構成員について①に準じた情報を含みます。
（注14）具体的には、株主総会において買付者等に対し買付等の中止を求める決議を行うことなどが考えられます。

（注15）例えば、既に開始している買付等を中止・撤回（買付等が公開買付けの方法により実施されている場合には、公開買付けの撤回の公告（金融商品取引法第27条の11第2項本文）がなされることを要します。）をした上で、①一定の期間、買付等を実施しないこと、②一定の期間内に株券等保有割合を一定の割合まで減少させること、③一定の期間、臨時株主総会招集請求権を行使しないこと等を誓約する旨の書面を差し入れ、当該誓約書を遵守する場合が考えられます。

（注16）会社法第295条に規定される決議事項を決議する会社法上の株主総会に限らず、同条に規定される決議事項以外の事項について勧告的決議を行う場合も含めて「株主意思確認総会」と記載しております。また、株主意思確認総会は、本新株予約権の無償割当ての実施に係る取締役会決議後、本新株予約権の無償割当ての効力発生日前に開催されるものを含みます。

（注17）株主意思確認総会においては、原則として普通決議により株主の皆様の意思を確認することとしますが、買付等の目的、方法および内容ならびに買付者等と一般株主の間における利益相反の可能性を含む諸般の事情を総合的に勘案して、買付者等および独立委員会が当該議案との関係で買付者等と特別の利害関係を有すると認める者（以下「買付者等特別利害関係者」といいます。）を、その承認可決要件の計算から除外して取り扱うことがあります。

（注18）ある者の「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配されもしくはその者と共同の支配下にある者（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）、またはその者と共同ないし協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいいます。なお、「支配」とは、他の会社等の「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」（会社法施行規則第3条第3項に定義されます。）をいいます。

（注19）ただし、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める所定の者は、非適格者に該当しないものとします。

（注20）ただし、一定の場合には、非適格者による当該新株予約権の行使が認められる旨の条件を付すことがあります。具体的には、買付者等が、既に開始している買付等を中止・撤回（買付等が公開買付けの方法により実施されている場合には、公開買付けの撤回の公告（金融商品取引法第27条の11第2項本文）がなされることを要します。）した上で、①買付等を一定の期間実施しないこと、②一定の期間以内に株券等保有割合を一定の割合まで減少させること、③一定の期間、臨時株主総会招集請求権を行使しないこと等を誓約する旨の書面を差し入れ、当該誓約書を遵守する場合には、かかる買付者等その他の非適格者は、その保有する当該新株予約権につき、一定の割合の範囲内に限り行使することができることなどが定められることなどがあります。

【別紙１】

独立委員会規則の概要

・独立委員会は当社取締役会の決議により設置される。
・独立委員会の委員は、3名以上とし、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、(i)当社社外取締役、または(ii)有識者のいずれかに該当する者の中から、当社取締役会が選任する。ただし、有識者は、実績ある会社経営者、官庁出身者、投資銀行業務もしくは当社の業務領域に精通する者、弁護士、公認会計士もしくは会社法等を主たる研究対象とする研究者またはこれらに準ずる者でなければならず、また、別途当社取締役会が指定する善管注意義務条項等を含む契約を当社との間で締結した者でなければならない。
・独立委員会委員の任期は、本定時株主総会終結後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。ただし、当社取締役会の決議により別段の定めをした場合はこの限りでない。また、当社社外取締役であった独立委員会委員が、それらの地位を失った場合（再任された場合を除く。）には、独立委員会委員としての任期も同時に終了するものとする。
・独立委員会は、以下の各号に記載される事項について決定し、その決定の内容を、その理由を付して当社取締役会に対して勧告することができる。当社取締役会は、この独立委員会の勧告を最大限尊重して、会社法上の機関としての決定を行う（ただし、株主意思確認総会において別段の決議がなされた場合は、当該株主総会決議に従う。）。なお、独立委員会の各委員は、こうした決定にあたっては、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うことを要し、もっぱら自己または当社の経営陣の個人的利益を図ることを目的としてはならない。

① 本新株予約権の無償割当てその他の法令および当社定款の下で取りうる合理的な施策（以下「本新株予約権の無償割当て等」と総称する。）の実施または不実施
② 本新株予約権の無償割当て等の中止または本新株予約権の無償取得
③ 本プランの対象となる買付等への該当性の判断
④ 買付者等および当社取締役会が独立委員会に提供すべき情報およびその回答期限の決定
⑤ 買付者等の買付等の内容の精査・検討
⑥ 買付者等との協議・交渉
⑦ 当社取締役会に対する代替案の提出の要求・当社取締役会の提出する代替案の検討
⑧ 独立委員会検討期間の延長の決定
⑨ 本新株予約権の無償割当て等の実施に関する株主総会招集の要否の判断
⑩ 買付者等特別利害関係者の判断

⑪ 本プランの修正または変更の承認
⑫ 本プラン以外の買収への対応方針の導入の是非の判断
⑬ その他本プランにおいて独立委員会が行うことができると定められた事項
⑭ 当社取締役会が別途独立委員会に諮問し、または別途独立委員会が行うことができるものと定めた事項

・独立委員会は、必要な情報収集を行うため、当社の取締役、従業員その他独立委員会が必要と認める者の出席を要求し、独立委員会が求める事項に関する説明を求めることができる。
・独立委員会は、当社の費用で、ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、税理士、コンサルタントその他の専門家の助言を得ること等ができる。
・各独立委員会委員は、買付等がなされた場合その他いつでも独立委員会を招集することができる。
・独立委員会の決議は、原則として、独立委員会委員の全員が出席（テレビ会議または電話会議による出席を含む。以下同じとする。）し、その議決権の過半数をもってこれを行う。ただし、やむを得ない事由があるときは、独立委員会委員の過半数が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行うことができる。

以上

【別紙２】

独立委員会委員略歴

本プラン導入時の独立委員会の委員は、以下の3名を予定しております。

氏　　名：　橋本　光
生年月日：　1947年　9月15日
略　　歴：　1970年　4月　山一證券株式会社入社
1998年　6月　松井証券株式会社取締役
2000年　7月　株式会社ジャスダック・サービス（現株式会社東京証券取引所）入社
2006年　6月　同社執行役ステークホルダーズ本部副本部長兼IR支援部長
2008年　6月　旭ホームズ株式会社社外取締役
2008年12月　IMV株式会社社外監査役
2010年　6月　神田通信機株式会社社外監査役
2011年　3月　当社社外監査役
2015年　5月　当社監査等委員（社外取締役）（現任）
2016年　6月　神田通信機株式会社社外取締役
2020年　6月　OKプレミア証券株式会社（現第一プレミア証券株式会社）監査役

橋本光氏は、現在、当社の社外取締役であり、また、本定時株主総会で取締役選任議案が承認可決された場合には、当社の社外取締役として再任する予定です。

同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。また、当社は、東京証券取引所に対して、同氏を当社の独立役員として届け出ております。

氏　　名：影山　隆雄
生年月日：1944年12月14日
略　　歴：1968年 4月　日本電気株式会社入社
1993年12月　同社マイクロ波管事業部長
2002年10月　財団法人北九州産業学術推進機構知的クラスター事業総括
2007年 4月　同機構中小企業支援センターセンター長
2010年 6月　影山事務所代表（現任）
2010年 7月　NPO法人北九州テクノサポート理事
2010年 9月　RoboPlusひびきの株式会社代表取締役社長
2011年 4月　株式会社松島機械研究所（現株式会社マツシマメジャテック）顧問（現任）
2012年 9月　国立大学法人九州工業大学URA教授
2014年10月　東洋ステンレス研磨工業株式会社顧問（現任）
2022年 7月　NPO法人北九州テクノサポート会長理事（現任）

影山隆雄氏は、当社の社外取締役候補者であり、本定時株主総会で取締役選任議案が承認可決された場合には、当社の社外取締役として就任する予定です。
同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。また、当社は、東京証券取引所に対して、同氏を当社の独立役員として届け出る予定です。

氏　　名：木村　和也
生年月日：1978年6月10日
略　　歴：2003年10月　弁護士登録
2003年10月　西村あさひ法律事務所
2005年 8月　岩田合同法律事務所
2010年　島田法律事務所
公正取引委員会（特定任期付職員）
2013年 4月　島田法律事務所復帰（現任）
2015年　慶應義塾大学大学院法務研究科非常勤講師
2021年　慶應義塾大学大学院法務研究科教授（現任）
2023年 4月　国土交通省関東地方整備局入札監視委員会委員（現任）

木村和也氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

以上

(ご参考)

本プランの手続きに関するフロー図

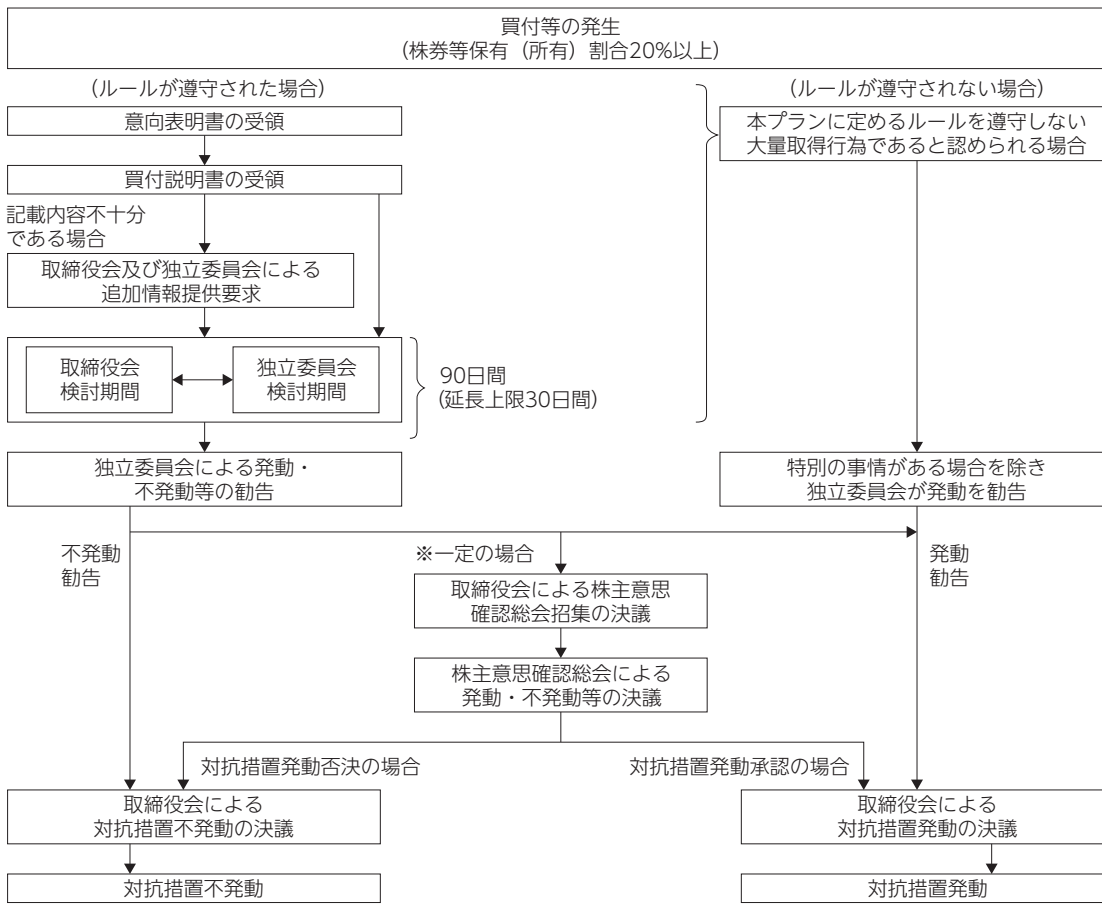

※(ⅰ)独立委員会が、本新株予約権の無償割当て等の実施に際して、予め株主意思の確認を得るべき旨の留保を付した場合、もしくは買付者等の買付等に関する株主意思の確認を行うことを勧告した場合、または(ⅱ)当社取締役会が、本新株予約権の無償割当て等を実施すべきと考える場合であって、株主総会の開催に要する時間等を勘案した上で、善管注意義務に照らし、株主意思を確認することが適切と判断する場合

(注)本フローチャートは、本プランに係る手続の流れの概要をわかりやすく説明するために、詳細を省略して作成されたものです。本プランの正確な内容については、プレリリース本文をご参照ください。

以上

事業報告（2024年１月１日から2024年12月31日まで）

1.　当社グループの現況に関する事項

（1）事業の経過およびその成果

【当連結会計年度の経営成績】

当連結会計年度における当社グループの連結業績は、売上高39億27百万円（前期比2.7％増）、営業利益１億58百万円（前期比74.6％増）、経常利益２億20百万円（前期比46.4％増）、親会社株主に帰属する当期純利益１億21百万円（前期比78.2％増）となりました。

連結業績

■売上高

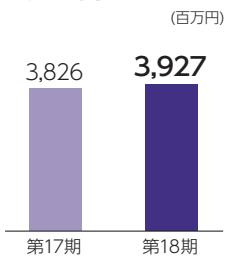

■営業利益

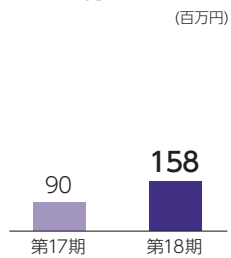

■経常利益

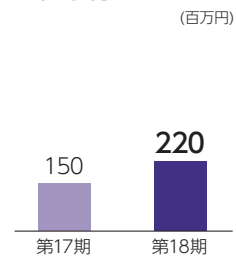

■親会社株主に帰属する当期純利益

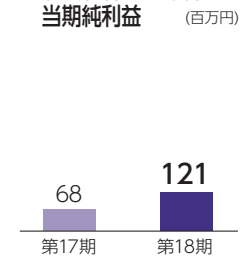

CAD/CAMシステム等事業

■売上高

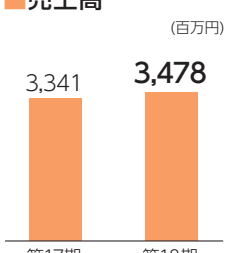

■セグメント利益

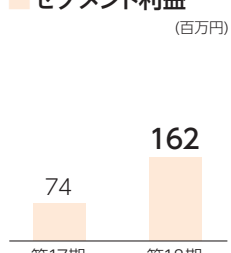

金型製造事業

■売上高

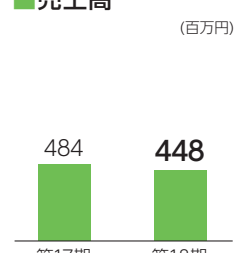

■セグメント利益

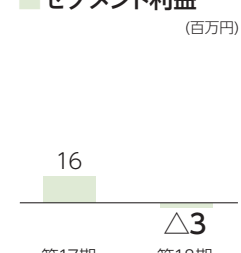

当連結会計年度における金型関連業界は、設備投資の先行指標となる工作機械受注統計によれば、外需は中国の電気自動車（EV）関連の投資が底堅く推移するなど増加傾向が継続しましたが、内需は自動車関連の低調な投資姿勢を受け、中小企業を中心に設備投資に対する慎重姿勢が根強く、前年比で微減となりました。

このような状況下、CAD/CAMシステム等事業は、製品開発では、既存製品において定期的なバージョンアップ開発などの機能強化に取り組んだほか、部品加工市場向けCAD/CAMシステムの展開およびIoT分野への事業展開等を進めました。また製品販売では、2024年４月開催の「INTERMOLD2024（第35回金型加工技術展）」、11月開催の「JIMTOF2024（第32回日本国際工作機械見本市）」等パブリックショーへの出展をはじめ、販売代理店、生産財メーカーとの共催セミナーを積極的に開催し、当社主力製品であるCAD/CAMシステム等の販売シェア拡大に努めました。また金型製造事業においても、新たな顧客開拓および既存顧客からの受注増を目指し積極的な営業展開を図りつつ、品質管理強化による納入先での高評価維持に努めました。

当社グループの各事業の取り組みは、以下のとおりです。

１．CAD/CAMシステム等事業

CAD/CAMシステム等事業では、主力CAD/CAMシステムにおいては、EVシフトの方向性の不透明感から、主な利用先である自動車向け金型・部品製造業の設備投資への慎重な姿勢が継続し、特に自動車産業が盛んな地域において製品販売に影響しました。一方でOEM開発売上および一部既存OEM先へのライセンス売上が堅調に推移したほか、主力CAD/CAMシステム販売には及ばないものの部品加工向けCAM、金型・部品製造向け生産・工程管理システムによる売上も収益に貢献しました。また業績全体の傾向として、2023年第3四半期に底を打って以降、2024年度は総じて緩やかな回復が続いたことから、前年同期との比較では増収増益となりました。保守売上は、既存顧客に対するサポート体制の強化により引き続き高い保守更新率を維持し、国内海外ともに収益に貢献しました。

これらの結果、当連結会計年度におけるCAD/CAMシステム等事業のセグメント売上は34億78百万円（前期比4.1％増）、セグメント利益は１億62百万円（前期比117.7％増）となりました。

2. 金型製造事業

当社の金型製造子会社が拠点を置く北米の自動車業界は、当連結会計年度は、EVシフトの動向や金利上昇等による景気減速への懸念から設備投資に慎重な姿勢が見られるなど先行き不透明な状況が継続しました。そのような中、EV計画の見直しにより新機種開発が少ない状況が続きましたが、第２四半期以降は延期されていた新機種開発が進み始めたことから受注環境に改善傾向が見られ、当第４四半期の売上は堅調に推移しました。しかしながら2023年下期から2024年上期にかけて受注状況が低調に推移したことによる売上の落ち込みをカバーするまでには至りませんでした。

これらの結果、当連結会計年度はセグメント売上４億48百万円（前期比7.4％減）、セグメント損失３百万円（前年同期は16百万円の利益）となりました。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました当社グループの設備投資の総額は25百万円であり、その主な内訳は工具、器具及び備品14百万円、建物8百万円であります。

(3) 資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当社は社是「生産性の限界に挑戦する」および経営理念「技術立国日本を代表するCAD/CAMソリューションメーカーとして、世界のモノづくりに貢献する。」を掲げ、当社グループを通じてその理念を実現させ、お客様と共に発展してまいりました。

昨今のモノづくり分野では、より高いレベルでのデジタル化による現場データの活用が求められています。特に金型製造現場では高度化した金型づくりへの対応や自動化技術等が求められており、それらの課題を解決していくには、製造業に特化したDX技術の提供が必要と考えております。そのため当社グループは、今後のさらなる成長とより一層経営のスピード化を図り、機動的かつ柔軟な経営判断を可能にするグループ運営体制を構築し、グループガバナンスのさらなる強化を図ることが望ましいと判断し、本総会で承認可決されることを条件として持株会社体制に移行することといたしました。それに伴い、次の課題に対して積極的に取り組み、業績の継続的向上を図ってまいります。

① 事業のサステナビリティへの取り組み

当社では、サステナビリティを意識した経営を行うことで環境問題や社会問題の解決に貢献してまいります。また、企業活動の在り方については、持続可能な社会を目指すサステナビリティを意識した次のような課題に対処することにより、ステークホルダーからの評価向上に加え、付加価値の拡大につなげてまいります。

・人的資本経営

当社では、社是および経営理念のもと、お客様の事業の生産性を向上させることで、サステナブルな社会の実現に貢献したいと考えております。そのためには、お客様の事業を深く理解し、かつ業界に関する深い知見を備えた人材の獲得と育成が必要であると考えております。

人材の育成については、当社グループが長年に亘り蓄積してきたCAD/CAMシステム開発における高度な技術力を持つ人材、および金属加工に関する深い造詣に基づく当社グループのソリューションを通じてお客様に対して高付加価値を提供できる人材を継続的に育成してまいります。

・社内DXの推進

当社グループの事業領域における継続的な付加価値向上に向け、デジタル技術を活用した業務改革を強力に推し進め、企業文化ならびに従来のビジネスを革新することにより、当社グループの競争力を強化するため、DX推進を支える基盤および人材育成を推進してまいります。

・研究開発

当社の研究開発部門では、当社の事業領域に関連する先端技術の研究を推進しています。昨今求められる、製造現場での少子高齢化による労働者人口の減少への対策、労働生産性の向上等のための省力化対応について、AI、自動化および形状処理等の技術をCAD/CAMシステムに搭載可能な高付加価値機能として開発を推進してまいります。

・海外市場への展開

当社は、ASEAN圏を中心に、既存の主力販売網である機械商社とあわせ、生産財メーカーとのコラボレーションを積極的に進めるとともに、海外市場開拓のための販売代理店網の整備、および海外ローカル市場にマッチした製品を供給することにより、当社製品の認知度を向上させ販売機会の拡大を図ってまいります。

タイ事業子会社をASEAN圏の販売サポート中核拠点と位置づけ、製品とユーザーサポートを同時に提供できる販社を新たに開拓し、今まで販売が手薄であった地域への進出を図り、販路拡大を目指してまいります。

② 注力すべき事業への取り組み

当社では、主力事業として金型向けCAD/CAMシステムのパッケージ販売を行っております。これらの製品は定期的にバージョンアップを行い常に市場の需要を意識して機能改良を行っておりますが、これらが陳腐化した場合や革新的な技術に取って代わられた場合に備え、新たな収益源の確保が必要であると認識しております。現在注力している取り組みおよび事業は次のとおりであります。

・製造業DXインテグレーターとしての取り組み

金型製造企業は付加価値向上のために「大型（一体化）」「精密」「新素材」といった高難度の金型づくりに取り組んでいますが、そのためにはDXによる自動化などの生産性向上が重要な鍵になっています。そのような製造業企業からの期待に応えるため、先進的なデジタル技術を用いて迅速に幅広い価値を提供するなど、製造業DXインテグレーターとしてモノづくり現場の付加価値を高めるための活動を強化してまいります。

・金型隣接市場向け製品事業

金型分野に近い隣接市場向け製品の販売により、金型隣接市場である部品加工や量産市場といった分野へ参入いたしました。当該分野特有のニーズを汲み取ることにより機能強化を進め、金型隣接市場での当社製品の浸透を図ってまいります。

・金型・部品製造工程管理システム事業

当社が得意とする金型分野および部品加工分野向けに、製造現場におけるIoTを活用した工程管理の需要の高まりに対応した金型・部品製造工程管理システムの販売を強化してまいります。

顧客ごとのカスタマイズ開発が可能な開発体制、技術サポート体制を確立し、従来、当社の主力事業領域であった金型設計・製造だけではない工程管理を通じた作業工程の効率化にも貢献してまいります。

(5) 財産および損益の状況

区　　分	第　15　期 (2021年12月期)	第　16　期 (2022年12月期)	第　17　期 (2023年12月期)	第　18　期 (当連結会計年度) (2024年12月期)
売上高 (百万円)	3,744	4,421	3,826	3,927
経常利益 (百万円)	377	512	150	220
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	218	293	68	121
1株当たり当期純利益 (円)	23.04	30.92	7.20	12.83
総資産 (百万円)	5,365	5,734	5,584	6,047
純資産 (百万円)	2,861	3,140	3,126	3,231
1株当たり純資産額 (円)	294.62	320.49	323.54	335.77
株主資本利益率 (ROE) (%)	8.1	10.1	2.2	3.9
総資本利益率 (ROA) (%)	4.2	5.3	1.2	2.1

(注) 第16期より「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日) 等を適用しており、第16期以降の財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しています。

■売上高

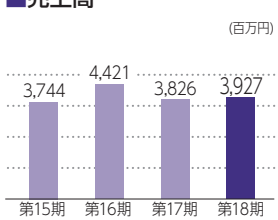

■経常利益

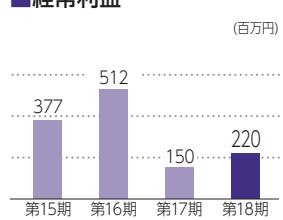

■親会社株主に帰属する当期純利益

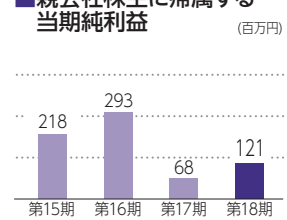

■1株当たり当期純利益

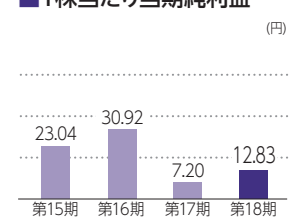

■総資産

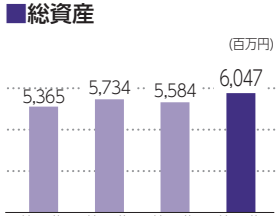

■純資産

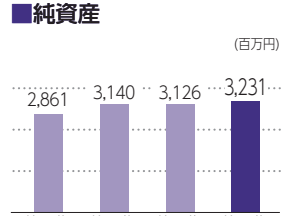

■1株当たり純資産額

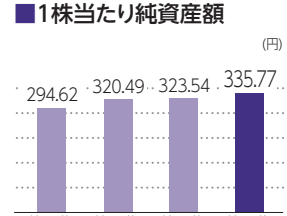

■株主資本利益率(ROE)／総資本利益率(ROA)

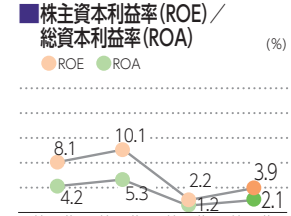

(6) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
CGS NORTH AMERICA, INC. (USA)	600千US$	100.0%	Tritech International, LLCに対する出資
CGS NORTH AMERICA INC. (CANADA)	780千CA$	100.0%	図形、画像処理に関するコンピュータシステムの販売
CGS ASIA CO., LTD.	10,000千Baht	95.3% (45.3%)	図形、画像処理に関するコンピュータシステムの販売
CGS ASSISTING (THAILAND) CO., LTD.	100千Baht	90.7%	CGS ASIA CO., LTD.に対する出資
Tritech International, LLC	500千US$	98.0% (98.0%)	金型および金型部品の製造、販売、請負

(注) 1. 当社の議決権比率欄の（ ）内は、間接所有割合（内数）であります。
2. 当社の連結子会社は５社であります。

③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

(7) 主要な事業内容（2024年12月31日現在）

金型を中心に量産製造を支援するCAD/CAMシステム、生産管理システム等の開発、販売、サポートおよび金型製造事業

(8) 主要な事業所（2024年12月31日現在）

① 当社

名称	所在地
東京本社	東京都品川区
北九州本社	福岡県北九州市八幡西区
東京支店	東京都品川区
大宮支店	埼玉県さいたま市
名古屋支店	愛知県名古屋市中区
大阪支店	大阪府豊中市
九州支店	福岡県北九州市八幡西区
インドネシアテクニカルセンター	インドネシア共和国ジャカルタ市
ベトナムテクニカルセンター	ベトナム社会主義共和国ハノイ市
加工技術センター	東京都大田区

② 子会社

名称	所在地
CGS NORTH AMERICA, INC. (USA)	アメリカ合衆国オハイオ州
CGS NORTH AMERICA INC. (CANADA)	カナダ国オンタリオ州
CGS ASIA CO., LTD.	タイ王国バンコク
CGS ASSISTING (THAILAND) CO., LTD.	タイ王国バンコク
Tritech International, LLC	アメリカ合衆国イリノイ州

ご参考（国内外ネットワーク）

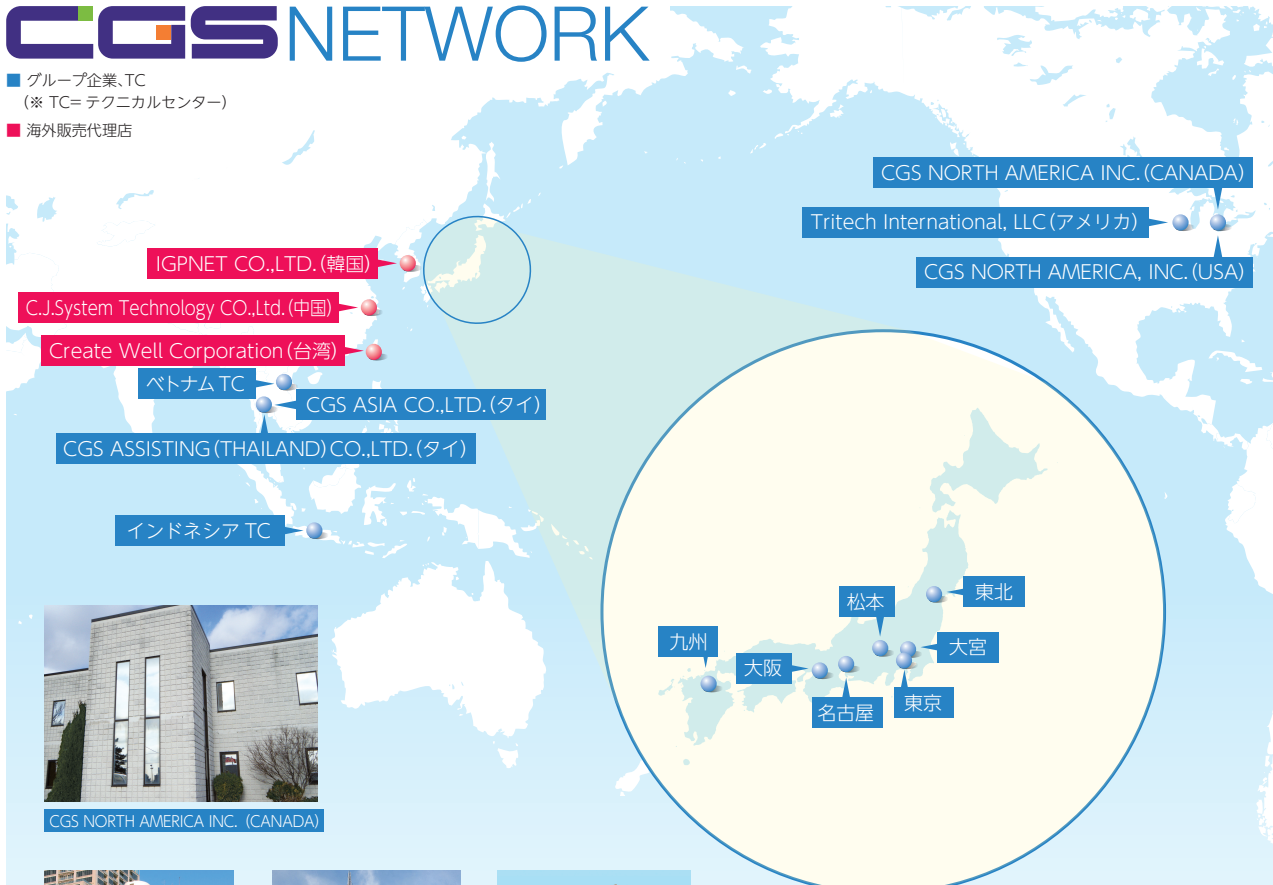

CGS NORTH AMERICA INC.（CANADA）

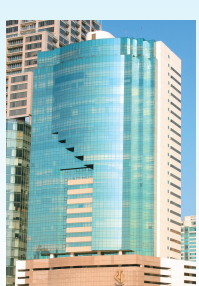
CGS ASIA CO.,LTD.（タイ）

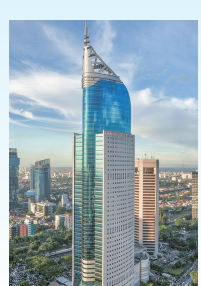
インドネシアTC

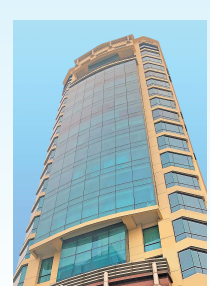
ベトナムTC

Tritech International, LLC（アメリカ）

(9) 従業員の状況（2024年12月31日現在）

① 当社グループの従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
245名	5名減

（注）従業員数は就業員数であり、臨時雇用者は含めておりません。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
211名	1名減	42.8歳	16.2年

（注）従業員数は就業員数であり、臨時雇用者は含めておりません。

(10) 主要な借入先および借入額の状況（2024年12月31日現在）

該当事項はありません。

(11) その他当社グループの現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項（2024年12月31日現在）

（1）発行可能株式総数　48,000,000株

（2）発行済株式の総数　9,801,549株（自己株式200,182株を含む。）

（3）株主数　4,506名

（4）大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
株式会社山口クリエイト	1,672,190株	17.41%
日本生命保険相互会社	459,740	4.78
C&Gシステムズ従業員持株会	323,269	3.36
稲田清春	293,500	3.05
山口修司	293,169	3.05
リズム株式会社	210,100	2.18
THE BANK OF NEW YORK MELLON 140040	189,500	1.97
株式会社ナガワ	121,200	1.26
乗田工業株式会社	115,000	1.19
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	100,000	1.04

（注）1. 当社は、自己株式を200,182株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。なお、自己株式には、役員向け株式交付信託の信託財産として株式会社日本カストディ銀行（信託口）が所有する株式100,000株は含めておりません。
2. 持株比率は自己株式200,182株を控除して計算しております。

（5）当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

該当事項はありません。

（6）その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

（1）取締役の氏名等（2024年12月31日現在）

地　　位	氏　　名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役会長	山　口　修　司	株式会社山口クリエイト代表取締役社長
代表取締役社長	塩　田　聖　一	
常務取締役	伴　野　裕　之	開発本部長
取　締　役	寺　﨑　和　彦	海外営業本部長 CGS NORTH AMERICA, INC.（USA）プレジデント CGS ASIA CO., LTD.マネージングディレクター CGS ASSISTING（THAILAND）CO., LTD.マネージングディレクター CGS NORTH AMERICA INC.（CANADA）ディレクター Tritech International, LLCディレクター
取　締　役	春　日　勝　人	国内営業本部長
取　締　役	小　島　利　幸	管理統括部長
取締役 監査等委員　監査等委員	佐　藤　　淳	
社外取締役 監査等委員　監査等委員　社外取締役　独立役員	山　田　英　雄	
社外取締役 監査等委員　監査等委員　社外取締役　独立役員	橋　本　　光	

（注）1. 監査等委員会が主体となり内部統制システムを通じた組織的な監査を実施しているため、必ずしも常勤者の選定を必要としないことから常勤の監査等委員を選定しておりません。
2. 当社は、取締役山田英雄氏および橋本光氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

（ご参考）当社は執行役員制度を採用しております。2025年1月1日現在の取締役を兼務しない執行役員は次のとおりであります。

地　　位	氏　　名	担当および重要な兼職の状況
執行役員	小　泉　　哲	商品企画統括部長
執行役員	秋　吉　　直	国内営業本部 ＳＩ営業部長

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と監査等委員である取締役３名とは、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第１項に定める最低責任限度額としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、取締役全員を被保険者として、役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者が負担することになる職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じる損害を当該保険契約により填補することとしております。被保険者の保険料については全額当社が負担しております。

(4) 取締役の報酬等

① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年２月12日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法および決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりであります。

1) 取締役の個人別の報酬等の額またはその算定方法の決定方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。具体的には、基本報酬および業績連動報酬等、ならびに非金銭報酬等により構成しております。

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定の現金報酬とし、役位、職責に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定しております。

2) 業績連動報酬等ならびに非金銭報酬等の内容および額または数の算定方法の決定に関する方針

業績連動報酬等は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため業績指標（KPI）を反映した現金報酬とし、各事業年度の連結営業利益の目標値に対する達成度合いに応じて算出された額を賞与として毎年、一定の時期に支給しております。

目標となる業績指標とその値は、中期経営計画と整合するよう計画策定時に設定し、適宜、環境の変化に応じて見直しを行っております。

非金銭報酬等は、当社が金銭を拠出することにより設定する信託が当社株式を取得し、当社が監査等委員を除く各取締役に付与するポイントに相当する数の当社株式を、本信託を通じて各取締役に交付する株式としております。

3)　取締役の個人別の報酬等における基本報酬の額および業績連動報酬等の額ならびに非金銭報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

取締役の種類別の報酬割合については、当社と同程度の事業規模および関連する業種・業態に属する企業をベンチマークとする報酬水準を踏まえ検討を行うこととしております。代表取締役会長は監査等委員会の答申内容を尊重し、当該答申で示された種類別の報酬割合の範囲内で取締役の個人別の報酬等の内容を決定しております。

なお、報酬等の種類ごとの比率の目安は、
基本報酬：業績連動報酬等：非金銭報酬等＝8.5：１：0.5としております。
（KPIを100%達成の場合）
(注)業績連動報酬等は役員賞与であり、非金銭報酬等は株式であります。

4)　取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

取締役の個人別の報酬等の内容については取締役会決議に基づき代表取締役会長山口修司氏が委任をうけ、各取締役の報酬等の額を決定しております。

監査等委員会は、当該権限が代表取締役会長によって適切に行使されるよう注意しております。

②　当事業年度に係る報酬等の総額

区　　分	報酬等の総額（千円）	報酬等の種類別の額（千円）			対象となる役員の員数
		基本報酬	業績連動報酬等（賞与）	非金銭報酬等（株式報酬）	
取　　締　　役（監査等委員を除く）	149,103	143,757	－	5,346	6名
取締役（監査等委員）（うち社外取締役）	10,200（4,800）	10,200（4,800）	－（－）	－（－）	3名（2名）
合　　計	159,303（4,800）	153,957（4,800）	－（－）	5,346（－）	9名（2名）

（注）1.　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額は、2015年３月25日開催の第８期定時株主総会において年額240,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は、６名であります。

2.　監査等委員である取締役の報酬限度額は、2015年３月25日開催の第８期定時株主総会において年額24,000千円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は、３名（うち社外取締役２名）であります。

3.　業績連動報酬等（賞与）にかかる業績指標は、連結営業利益であり、当事業年度は、目標300,000千円に対して、実績158,497千円であります。当該指標を選択した理由は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）が果たすべき事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるのに適切と考えたためであります。当社の業績連動報酬等（賞与）は、各事業年度の連結営業利益の目標値に対する達成度合いに応じて算出しております。

4. 上記1. の取締役の報酬限度額とは別枠で、2019年３月28日開催の第12期定時株主総会決議に基づき、信託を用いた株式報酬制度（以下「株式交付信託」という。）を導入しております。当該株主総会終結時点で本制度の対象となる取締役（社外取締役および監査等委員である取締役を除く。）の員数は、６名であります。
なお、非金銭報酬等は、当事業年度に計上した株式交付信託に係る役員株式給付引当金繰入額であります。
5. 取締役会は、代表取締役会長山口修司氏に対し各取締役の報酬額の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当職務に応じた貢献度等を総合的に評価するには、代表取締役会長が適していると判断したためであります。

(5) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職の状況等
前記の「(１) 取締役の氏名等」に記載のとおりであります。

② 当事業年度における主な活動状況

区　分	氏　名	出席状況、発言状況および社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 (監査等委員)	山田英雄	当事業年度に開催された取締役会14回、監査等委員会13回の全てに出席いたしました。長年にわたる企業経営の豊富な経験と実績を活かし、経営から独立した客観的・中立的な立場から、取締役会および監査等委員会において適宜必要な発言を行っております。
取締役 (監査等委員)	橋本　光	当事業年度に開催された取締役会14回、監査等委員会13回の全てに出席いたしました。金融機関における過去の経験や実績に基づく見地から、取締役会および監査等委員会において議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

③ 当社子会社から当事業年度において役員として受けた報酬等の総額
該当事項はありません。

監査報告書

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年２月19日

株式会社Ｃ＆Ｇシステムズ
取　締　役　会　　御　中

有限責任監査法人トーマツ
福　岡　事　務　所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　室　井　秀　夫

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　下　平　雅　和

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社Ｃ＆Ｇシステムズの2024年1月1日から2024年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社Ｃ＆Ｇシステムズ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
・　連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年２月19日

株式会社Ｃ＆Ｇシステムズ
取　締　役　会　　御　中

有限責任監査法人トーマツ
福　岡　事　務　所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　室　井　秀　夫

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　下　平　雅　和

監査意見
当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社Ｃ＆Ｇシステムズの2024年1月1日から2024年12月31日までの第18期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。
当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容
その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。
当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。
計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。
当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。
その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査等委員会の監査報告

監　査　報　告

当監査等委員会は、2024年１月１日から2024年12月31日までの第18期事業年度における取締役の職務の執行を監査し本監査報告を作成いたしましたので、以下のとおり報告いたします。

1.　監査の方法およびその内容

(1) 監査等委員会は、監査等委員会が定めた監査等委員会監査等規程に準拠し、当期の監査計画、監査方針、職務の分担等に従い、内部監査室および会計監査人と連携を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努め、以下のとおり監査を実施いたしました。

一　業務監査について、取締役会その他重要な会議等における意思決定の過程および内容、主要な決裁書類その他業務執行に関する重要な書類等の内容、取締役および内部監査室その他の使用人等の職務執行状況、会社の業務および財産の状況を調査いたしました。

二　会社法第399条の13第1項第1号ロおよびハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容ならびに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、監査等委員会が定めた内部統制システム監査規程に準拠し、取締役および内部監査室その他の使用人等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

なお、財務報告に係る内部統制についても、監査等委員会が定めた内部統制システム監査規程に準拠し、取締役および内部監査室その他の使用人等ならびに有限責任監査法人トーマツから当該内部統制の評価および監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

三　子会社について、子会社の役員等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

四　会計監査について、監査等委員会が定める評価項目および評価基準により会計監査人の評価を実施し、会計監査人が独立の立場を保持しかつ適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況および監査上の主要な検討事項について報告を受け、必要に応じて説明を求め協議を行いました。また、会計監査人の職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を整備し適切に運用している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）ならびに計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書について検討いたしました。

2.　監査の結果

（1）事業報告等の監査結果

一　事業報告およびその附属明細書は法令および定款に従い会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二　取締役の職務の遂行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

三　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の遂行についても指摘すべき事項は認められません。

（2）連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法および結果は相当であると認めます。

（3）計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法および結果は相当であると認めます。

2025年２月21日

株式会社Ｃ＆Ｇシステムズ　監査等委員会

取　締　役（監査等委員）　佐　藤　　淳 ㊞

社外取締役（監査等委員）　山　田　英　雄 ㊞

社外取締役（監査等委員）　橋　本　　光 ㊞

以　上

（ご参考）今後の見通し

当社グループを取り巻く事業環境は、雇用・所得環境の改善やインバウンド需要の拡大等により国内景気は緩やかな回復基調で推移していますが、不安定な国際情勢による地政学的リスクから経済的影響が注視されるとともに原材料・エネルギー価格の高騰や円安による物価上昇など依然として先行き不透明な状況で推移するものと予測しております。

このような環境の下、当社グループのCAD/CAMシステム等事業においては、自動車関連市場の持ち直し等を背景に引き続き緩やかな回復基調で推移するものと思われます。既存顧客に対してはサポート体制を強化することにより高い保守更新率を維持・向上しつつ安定した収益を確保しながら、金型隣接市場への販売領域拡大およびアセアンを中心とした海外市場への販売領域拡大展開、ならびに新規事業創出および付加価値創出のための研究開発を推進していきます。なお生産・工程管理の分野ではAI活用を推進させ、金型・部品製造業の生産性向上をさらに高める機能開発を加速させます。

金型製造事業においては、新機種開発に伴う金型の需要回復により足元の受注動向は概ね良好ではありますが、追加関税措置等の政策動向による間接的な影響も懸念され、先行き不透明な状況が継続するものと思われます。引き続き顧客および外注先とのオンラインコミュニケーションを充実させ、協力体制強化による受注拡大に努めます。

また当社グループは、2025年１月17日、第18期定時株主総会にてご承認いただくことを条件とした、当社の純粋持株会社体制への移行を含めた組織再編について公表いたしました。株式会社エヌ・ティ・ティ・データ・エンジニアリングシステムズの設立予定子会社（以下「NDES社」といいます。）の株式取得（子会社化、効力発生日2025年10月１日（予定））を含めた同社との協業によりCAD/CAM技術を中核に製造業DXインテグレーターとして進化し、日本の製造業を広く支えるとともに、日本で培ったモノづくり技術のグローバル展開をさらに推進して収益拡大に取り組み、持続的な成長を目指します。

以上のような状況から、次期の当社グループの連結業績は売上高46億68百万円（前期比18.9％増）、営業利益３億34百万円（前期比111.1％増）、経常利益３億74百万円（前期比69.7％増）、親会社株主に帰属する当期純利益２億円（前期比64.6％増）を見込んでおります。なお次期の連結業績予想につきましては、NDES社を連結子会社化する2025年10月以降、2025年12月までの3か月間の想定収益を加算して算出しております。

■ 2025年12月期の連結業績予想（2025年1月1日～2025年12月31日）

	売上高		営業利益		経常利益		親会社株主に帰属する当期純利益		1株当たり当期純利益	
単位	百万円	%	百万円	%	百万円	%	百万円	%	円	銭
通 期	4,668	18.9	334	111.1	374	69.7	200	64.6	21	11

（注）％表示は対前年比の増減率であります。

（ご参考）トピックス

11月　JIMTOF2024に出展

2024年11月、東京にて開催された国内最大級の工作機械見本市・「JIMTOF2024（第32回 日本国際工作機械見本市）」に出展いたしました。当社ブースでは「省力化（自動化）／多様性／周辺メーカーとの親和性」をテーマに、AI・ギガキャスト・DX推進といったものづくり業界でのホットなキーワードに関する展示および最新技術を事例を通じて紹介するなど、各製品の最新情報をいち早くご紹介いたしました。

また特別併設展「Additive Manufacturing Area」の主催者セミナーではAM/3Dプリンティングに関する当社の取り組みを、出展者ワークショップでは金型用多軸制御CAMシステム「CAM-TOOL」の高品位カッターパスの紹介を行いました。

株主メモ

事業年度	毎年1月1日から12月31日まで
定時株主総会	毎年3月開催
基準日	定時株主総会　毎年12月31日 期末配当金　毎年12月31日 中間配当金　毎年6月30日 そのほか必要があるときは、あらかじめ公告して定めた日
株主名簿管理人および特別口座の口座管理機関	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
同事務取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社　証券代行部
（郵便物送付先）	〒168-0063 東京都杉並区和泉二丁目8番4号 三井住友信託銀行株式会社　証券代行部
（電話照会先）	0120-782-031
公告の方法	電子公告（https://www.cgsys.co.jp/） ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載いたします。
単元株式数	100株
上場証券取引所	東京証券取引所　スタンダード市場

当社ウェブサイトのご案内

当社が開示している情報につきましては、以下のURLまたはQRコード®よりアクセスいただけます。
本「招集通知」と併せ、当社の取り組みをご参照ください。
なお、本株主総会で「定款一部変更の件」をご承認いただきますと、2025年４月１日より商号が「株式会社CGSホールディングス」となり、下記ウェブサイトのURLが変更となります。URL変更後、自動転送設定を行う予定としておりますが、回線の状況等により設定時刻にずれが生じ、一時的に閲覧できない可能性があります。あらかじめご了承ください。
※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

▶株主総会関連資料

＞「株主総会」をご覧ください。

アクセスはこちら ▶ https://www.cgsys.co.jp/ir/ir_library/sokai/

▶IR関連資料

＞「IR情報」をご覧ください。

アクセスはこちら ▶ https://www.cgsys.co.jp/ir/

▶決算関連資料

＞「財務データ一覧」をご覧ください。

アクセスはこちら ▶ https://www.cgsys.co.jp/ir/ir_library/financialdata/

▶当社事業内容に関する資料

＞「個人投資家の皆様へ」をご覧ください。

アクセスはこちら ▶ https://www.cgsys.co.jp/ir/for_individual/

株主総会会場ご案内図

開催日時：**2025年３月26日（水）午前10時（受付開始　午前９時30分）**

会場：**リーガロイヤルホテル小倉　４階　ダイヤモンド**

福岡県北九州市小倉北区浅野二丁目14番２号

交通のご案内：**ＪＲ「小倉」駅**

新幹線口（北口）より空中回廊で直結　徒歩３分

西鉄バス「小倉駅前」バス停下車　徒歩５分

路線図

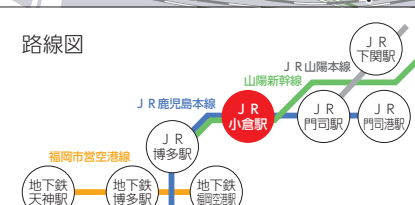

お願い：当日は会場周辺道路および駐車場の混雑が予想されますのでお車でのご来場はご遠慮願います。

C&G SYSTEMS INC.
株式会社C&Gシステムズ

ミックス
紙｜責任ある森林管理を支えています
FSC® C022915

VEGETABLE OIL INK

UD FONT
見やすく読みまちがえにくいユニバーサルデザインフォントを採用しています。